

だれもが安全に安心して暮らせる 明るい地域をめざして

第 2 期 富 士 宮 市 地 域 福 祉 計 画

第 2 期 富 士 宮 市 地 域 福 祉 環 境 整 備 計 画

平成 2 3 年 3 月

富 士 宮 市

はじめに

「だれもが住み慣れた地域の中で安全に安心して暮らせる明るいまち」こんな「まちづくり」の実現に向けた道しるべとするため、富士宮市は、地域の皆様の声をお聴きしながら、平成17年度に「地域福祉計画」を策定いたしました。

計画期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間であり、この間、計画の基本理念、基本目標に基づき、新たなより良い地域づくりを実現するため、主役である地域の皆様を中心に「民・産・学・官」の協働による地域福祉活動の実践、推進への取り組みが進んでまいりました。

平成19年度には、富士宮市社会福祉協議会が、地区社会福祉協議会など地域の皆様のご協力のもと、地域福祉活動の具体的な取組内容を明確化するための「地域福祉活動計画」を策定してくださるなど、富士宮市の目指す「まちづくり」の実現に向けた歩みが、皆様のお力により、一歩ずつ着実に進展していることに深く感謝するところです。

この度は、この5年間における社会情勢の変動に対応するとともに、実践状況との整合性を踏まえ、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とする「第2期地域福祉計画」を策定いたしました。

今後におきましても、皆様のお力による地域福祉活動のより一層の活性化に期待するとともに、富士宮市の目指す「まちづくり」を実現するため、「第4次富士宮市総合計画第2次（後期）基本計画」及びこの「地域福祉計画」に基づく施策の推進並びに地域福祉環境の整備を積極的に取り組んでまいります。

最後になりましたが、この度の策定に当たり、ご審議をいただきました、富士宮市保健・医療・福祉計画策定推進委員会及び地域福祉計画策定専門委員会の委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました多くの地域の皆様方に厚くお礼申し上げます。

平成23年3月

富士宮市長 小室 直義

富士宮市地域福祉計画

目 次

第1章 計画づくりの背景、目的

1	計画策定の趣旨	1
	(1) 社会的な背景	1
	(2) 地域福祉計画の策定	2
2	計画の概要	3
	(1) 計画の基本構成	3
	(2) 計画における地域の考え方	3
3	計画の位置付け	5
	(1) 第4次富士宮市総合計画第2次(後期)基本計画における位置付け	5
	(2) 個別行政計画との関係	5
	(3) 地域福祉活動計画との関係	5
	(4) 計画の期間、見直し	6

第2章 計画策定に当たっての理念

1	計画の基本理念	8
	(1) 個人の尊厳(アドボカシー)の確保、尊重	8
	(2) とともに生きるまちづくり(インクルージョン)	8
	(3) 地域福祉推進のための仕組みづくり(イノベーション 刷新、革新)	8
	(4) 住民参加と支えあい(パートナーシップ)	9
	社会福祉法(参考)	10
2	計画の基本目標	11
	基本目標1 やさしい心を育む地域福祉教育の推進	11
	(1) 小・中・高校における地域福祉教育の推進	11
	(2) 生涯学習の推進	11
	(3) 地域交流の推進	12
	(4) 学校における障がいのある児童・生徒とのふれあい	12
	基本目標2 地域福祉活動団体(自治会、地区社会福祉協議会)を通じた 助け合いの推進	12
	(1) 地域福祉活動団体への参加促進のための仕組みづくり	12
	① 自治会の機能充実	12
	② 地域福祉活動への参加促進	12
	③ 地域福祉活動団体の運営支援	12

(2) 住民主体による地域を支えるネットワークづくり	13
① 地区社会福祉協議会の活性化	13
② 地域住民によるネットワークづくり	13
(3) 地域福祉を支える団体との連携	13
① 社会福祉協議会との連携、協力	13
② ボランティア、NPO法人の活動促進及び育成	13
(4) 地域防災活動の推進	14
① 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施	14
② 災害時や緊急時の地域支援体制の整備	14
③ 災害発生時の人材確保とボランティア連携	14
(5) 地域防犯活動、交通安全運動の推進	14
① 地域住民との協働による安全で安心して過ごせる明るい地域づくり の推進	14
基本目標 3 自立と社会参加の促進	15
(1) サービスの適切な利用の促進	15
① 総合相談支援体制(高齢者、障がいのある人、子ども等)の充実	15
② 福祉総合情報システムの整備	15
③ 保健・医療・福祉の連携体制の確立	15
④ 食をキーワードとした地食健身による健康づくりの推進	15
⑤ 福祉サービス施策の推進	16
(2) 福祉サービス利用者の権利擁護の推進	16
① 虐待防止ネットワークの構築	16
② 日常生活の自立支援	17
③ 成年後見制度の利用支援	17
基本目標 4 安心して生活できる地域福祉環境づくりの推進	18
(1) 地域福祉環境づくりの推進	18
用語解説	19

第1章 計画づくりの背景、目的

1 計画策定の趣旨

(1) 社会的な背景

近年においては、かつての伝統的な家庭や地域における相互扶助機能が弱まり、地域住民相互の社会的なつながりも希薄になるなど、地域住民の生活環境は大きく変容しつつあります。また、少子高齢化のさらなる進展、構造的な不況などの要因による雇用喪失とそれに伴う住居喪失など、生活に係わる支援を必要とする人たちを取り巻く環境は、日々厳しさを増してきています。

地方自治体の財政状況も、税収の落ち込みが続く中で、国、県が「地域主権改革」を推し進めるなど、非常に厳しい状況に置かれており、富士宮市においても、自らの創意工夫と責任において健全な財政運営を確保し、活力ある自主、自立した自治体を目指す「まちづくり」を推進していかなければなりません。

その一方で、ボランティアやNPO法人などの活動が活性化し、地域社会を通じた新たなコミュニティ（※）形成への期待が高まり、共に生きるまちづくりの精神を育み、人々が手を携え、生活の拠点である地域に根ざした助け合いにより、安心して充実した生活が送れる地域社会の構築、いわゆる地域福祉推進の必要性が大きな課題となってきました。

このような状況の中、富士宮市は、懸案となっていた旧芝川町との合併を果たすとともに、市の将来のありかたを明確化し「日本一元気な自立した都市」を創造するため、目的志向型の戦略として、「第4次富士宮市総合計画第2次（後期）基本計画」を策定しました。平成23年度からは、この基本計画に基づく施策及び事業の計画的な進捗を図ります。

「地域福祉計画」は、富士宮市の基本構想である「第4次富士宮市総合計画第2次（後期）基本計画」に掲げる基本目標の、地域福祉にかかる事項の指針、方向性を示すことを策定の趣旨とします。

(2) 地域福祉計画の策定

平成2年の「福祉八法」の改正以降、在宅福祉サービスの法制化、措置権の委譲に伴う保健福祉サービスの市町村への一元化や、高齢者、障害者、児童各分野における、地域の皆様の生活に密着した市町村を核とする保健福祉サービスの提供体制の基盤づくりが進められてきました。

その後、平成12年6月に改称、改正された社会福祉法第107条において、市町村は、「地域福祉計画」を策定することが定められました。

地域福祉計画には、

- 1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進
- 2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達
- 3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

に関する事項を定めることとされています。

また、計画づくりには、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映しなければならないとされています。

これまでの社会福祉は、措置制度を背景に、行政から地域住民への給付という形が主体となっていました。しかし、これからは、個人の尊厳を重視し、対等、平等の考え方にに基づき、地域住民にとっての普遍的な社会福祉に変わっていく必要があります。

「地域福祉計画」は、単に地域福祉に関する計画のみにとどまらず、それぞれの地域社会の再生と創造、そして「住民自治」の実現のための計画でもあります。

・住民参加型の計画づくり

富士宮市地域福祉計画（以下「計画」という。）は、すでに何らかの支援を必要としている人、そうでない人、すべての住民が支えるものです。支援する側、される側という考え方を越えて「新しい福祉の理念」を生み出すシステムづくりが計画策定の目的となります。

住民参加型による新しい「地域福祉コミュニティ」づくりの第一歩は、主役である地域の皆様の声を聴くことから始まります。

2 計画の概要

(1) 計画の基本構成

計画の策定に当たり、従来の市全域を対象とした「行政計画」の考え方とは異なり、「自助」「共助」「公助」(※)により、新たな地域コミュニティを構築することを基本目標としています。

現在、市内には12の地区社会福祉協議会を中心として「地域コミュニティ」活動が展開されておりますが、この計画においては、合併により新たに市域に編入した旧芝川町地域を含む、自治会の11支部割を基本単位とした「生活圏域」を設定し、それぞれの地域の特性、特徴等に応じた、住民参加を主体とした「地域コミュニティ」づくりのための指針、方向性を示すものとしします。

(2) 計画における地域の考え方

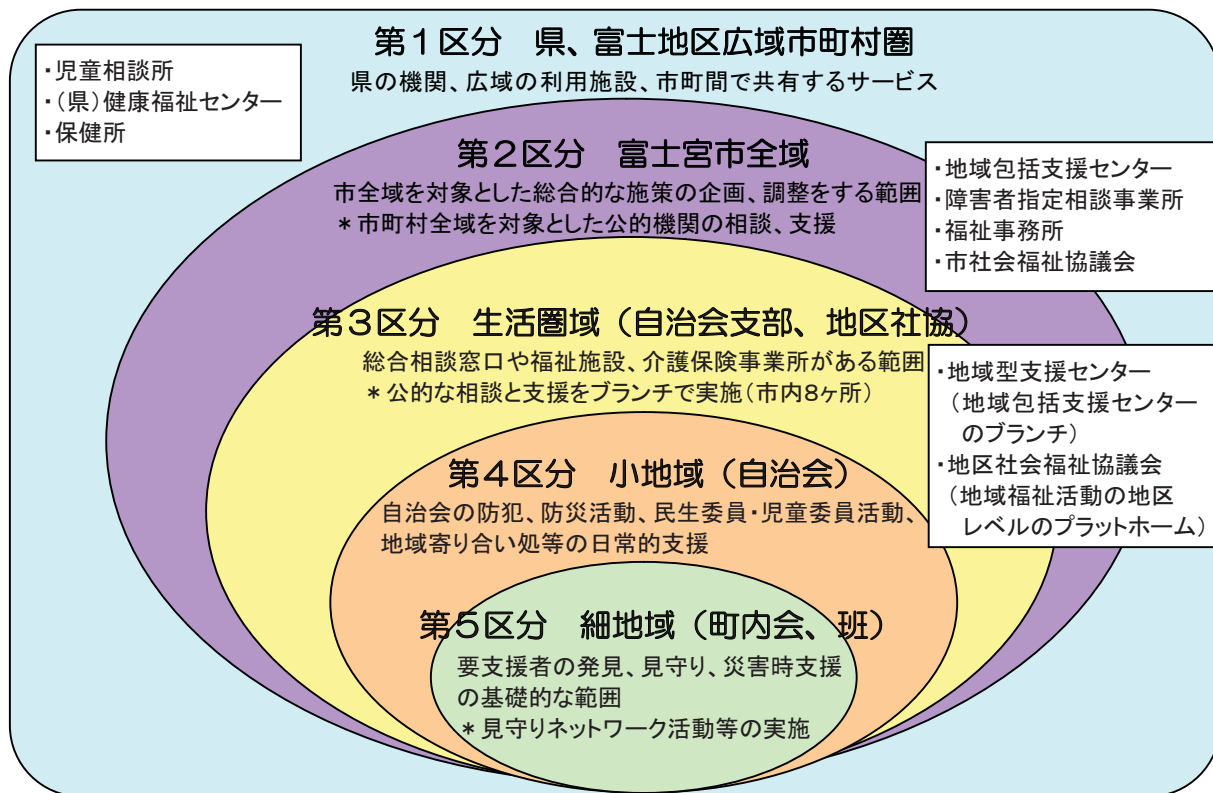
計画の特色は、福祉課題を市全域で捉えるのではなく、地域の皆様の生活に密着した生活圏域(人口1万人～3万人程度)ごとに福祉課題を整理し、居住地域の中で福祉サービス等が受けられるように地域の皆様がともに支え合い、ともに生きる地域社会の発展を目指すものです。

しかし、「地域」と一口に言ってもその捉え方は人それぞれで、社会的活動の範囲や年齢によってその捉え方は異なってきます。計画においては「地域」の概念を以下のように捉えます。

【地域の区分】

- 第1区分 「県、富士地区広域市町村圏」
- 第2区分 「富士宮市全域」
- 第3区分 「生活圏域」(自治会の支部割11圏域、地区社協)
- 第4区分 「小地域」(自治会)
- 第5区分 「細地域」(町内会、班)

【「地域」の区分イメージ】



【「地域」区分ごとの福祉資源】 富士宮市における地域福祉資源

第1区分 県、富士地区広域市町村圏	第2区分 富士宮市全域	第3区分 生活圏域 (自治会支部、地区社協)	第4区分 小地域 (自治会)	第5区分 細地域 (町内会、班)
静岡県健康福祉センター、県保健所、富士宮市立病院、富士市立中央病院、共立蒲原総合病院		介護保険入居系サービス 小規模特養、サテライト特養、小規模老健、グループホーム、高齢者有料賃貸住宅	集いの場 地域寄り合い処 老人憩いの家	
入居系施設 介護老人福祉施設(特養)、介護老人保健施設(老健)、療養型医療施設(医療・介護)、有料老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム、障害者福祉施設、児童福祉施設		介護保険居宅系サービス 地域密着型小規模多機能施設		
	介護保険居宅系サービス (訪問系) ヘルパー、デイサービス、訪問・通所リハビリ (通所系) 訪問入浴、訪問介護、介護予防事業			
障害者入居系サービス 施設入所支援、福祉ホーム、グループホーム、ケアホーム 障害者居宅系サービス 療養介護、生活介護、自立支援、就労移行・継続支援、地域活動支援センター 障害者児童系サービス 知的障害児通園施設、児童デイサービス				
	障害者指定相談事業所、地域療育支援センター			
障害者生活・就労支援センター		学校・保育所・公民館 保育所、幼稚園、認定子ども園、小・中学校、高等学校		
児童福祉 富士児童相談所	放課後児童クラブ、子育て支援センター、地域子育てアドバイザー		地域子育てサロン	
	保健・医療・福祉 保健センター、救急医療センター、訪問看護センター(医療)、地域包括支援センター	保健・医療・福祉 診療所(かかりつけ医)、かかりつけ薬局、地域型支援センター		
			区民館・公会堂	町内会・班・集会所
	総合福祉会館	保健委員、民生委員・児童委員、主任児童委員、保護司、更生保護女性会、人権委員		
		民間福祉団体 地区社会福祉協議会、地区活動諸団体、キャラバンメイト、認知症サポーター		
	民間福祉団体	富士宮市社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア等		

この計画においては、富士宮市の歴史的背景等様々な要因を考慮し、自治会の支部割である11圏域を地域の基本単位として設定し、「生活圏域」として捉えます。

3 計画の位置付け

(1) 第4次富士宮市総合計画第2次(後期)基本計画における位置付け

計画は、富士宮市の基本構想である「第4次富士宮市総合計画第2次(後期)基本計画」の基本目標である下記の事項を達成するため、地域福祉にかかる指針、方向性を示すものです。

- 1 富士山の自然と産業が調和した元気なまちづくり(環境経済)
- 2 やさしい心で進める健康と福祉のまちづくり(健康福祉)
- 3 健全な心と体をはぐくみ人が輝くまちづくり(教育文化)
- 4 快適でにぎわいとふれあいのあるまちづくり(都市整備)
- 5 コミュニティ豊かな安全・安心なまちづくり(市民生活)
- 6 市民協働と自立したまちづくり(行財政)

(2) 個別行政計画との関係

計画は、従来の行政目的を達成するための「個別行政計画」の考え方とは異なり、「住民一人ひとり」「地域、団体」「事業者」「行政」が、協働すること、また、それぞれの役割を果たすことにより、分担を明確にした地域社会の構築を図ることを基本目標としています。このため、数値的な目標、指標等については、「第4次富士宮市総合計画第2次(後期)基本計画」及び個別事業計画である「高齢者福祉計画」「介護保険事業計画」「健康増進計画」「障害者計画」「障害福祉計画」「宮っ子いきいきプラン(子育て支援行動計画)」等の行政計画の中で具体的に設定し、この計画は、地域の皆様からの意見や提案を集約した指針、方向性を示すものとしします。

(3) 地域福祉活動計画との関係

地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)とは、地域の皆様の活動や民間福祉活動の目標や指針を示す計画です。地域が抱えている様々な問題、課題に地域の方々が関心を持ち、地域福祉に対する意識を高めながら、地域にお住まいの方々やボランティアなどが、協力、参加、協働による多様な福祉活動を進めていくために必要となります。

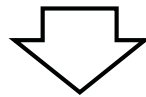
活動計画は、計画の目標を達成するための方策を、より具体化するもので、富士宮市社会福祉協議会が、地域の皆様との協働により平成19年度に策定が完了しました。

(4) 計画の期間、見直し

基本的には国の指針に基づき5年間とし、3年目に全体的な見直しを実施します。しかし、計画は策定の完了をゴールとするものではなく、継続的な改善を目指し、進捗管理の実施による課題、問題点の抽出、また、これに基づく随時見直しの実施により、成長し、進化していく計画とすることを目指します。

計画の見直し

地域福祉の推進、見直し、成果、課題



富士宮市地域福祉計画策定専門委員会
(見直し案を策定)



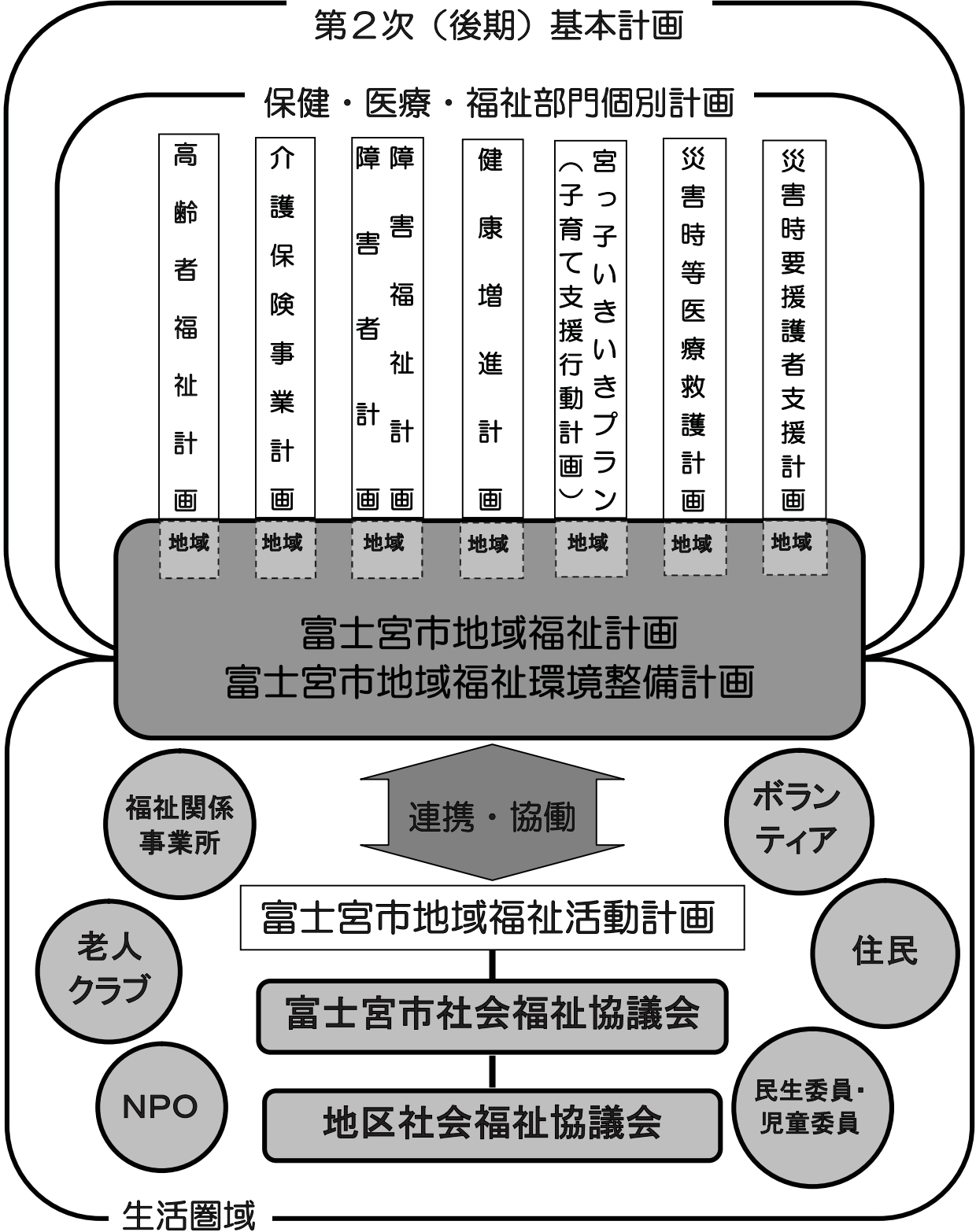
富士宮市保健・医療・福祉計画策定推進委員会
(見直し案を審議)



承認

計画の位置づけ

第4次富士宮市総合計画
第2次（後期）基本計画



第2章 計画策定に当たっての理念

1 計画の基本理念

個々人にとっての理想的な生活の営みは、まず、住みなれた地域の中で「自らの力」で「尊厳」を保ち「自立」し「幸せ」に過ごせること、また、介護が必要な状態や心身に障がいがあっても、必要な支援を受けながら「自分らしく」暮らせることです。

このような地域での生活を実現するために、社会福祉法第3条（福祉サービスの基本理念）、社会福祉法第4条（地域福祉の推進）、厚生労働省の「策定指針」の地域福祉推進の理念、静岡県「地域福祉支援計画」及び「第4次富士宮市総合計画第2次(後期)基本計画」を踏まえ、次の事項を計画策定の基本理念に掲げます。

(1) 個人の尊厳（アドボカシー）（※）の確保、尊重

地域の皆様一人ひとりの「個人の尊厳」（自己決定、自己実現）が尊重され、個人の権利が守られる、総合的、包括的なサービス提供体制の確立を目指します。

(2) とともに生きるまちづくり（インクルージョン）（※）

高齢者や障がいのある人、子ども、外国人、男女などそれぞれの違いを超えて、地域の皆様が安心・安全で明るい生活を営み、ともに生きるまちづくりに取り組みます。

(3) 地域福祉推進のための仕組みづくり（イノベーション 刷新、革新）

地域の皆様同士の交流や福祉に関する情報の共有、地域福祉活動を推進していく上での意識の高揚、地域福祉活動拠点整備やユニバーサルデザインへの取り組み、活動支援体制の整備、保健・医療・福祉の連携等による地域福祉推進のための仕組みづくりに取り組みます。

(4) 住民参加と支えあい（パートナーシップ）

行政は、法律等に基づいて健康で文化的な生活保障をするためのサービス提供や基盤整備の役割を持っています。しかしながら、地域の皆様が必要とするサービスは複雑、多様化しており、行政が提供できるサービスのみでは十分な対応が困難になってきています。

これからは、住民、法人、企業、事業者、NPO、社会福祉協議会など、地域社会の構成員すべてが主体的にサービス提供の担い手として地域福祉活動に参加する「自助」「共助」「公助」のバランスのとれた地域福祉環境の確立を目指します。

社会福祉法(抜粋)

基本理念 総則

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 計画の基本目標

基本理念を達成するための考え方を基本目標とします。地域福祉を推進するためには、地域の皆様一人ひとりが福祉意識を高め、「民・産・学・官」がそれぞれの役割を果たしながら、連携協働していくことが大切です。そのためには、地域の皆様が主体的に地域福祉活動に参画し、関係機関や関係団体などと協働して取り組んでいく姿勢を持つことが大切です。

このことを踏まえた上で、計画策定に当たって実施したアンケートでの意見、地域福祉講演会の講演内容を参考に、本計画における目標を以下のように設定します。

基本目標1 やさしい心を育む地域福祉教育の推進

(1) 小・中・高校における地域福祉教育の推進

小・中学校における地域福祉教育の推進については、従来から取り組み、福祉分野においても多くの実績がある富士山学習PARTⅡのますますの充実などにより、ボランティア活動や高齢者や障がいのある人との交流活動を通して、次の世代を担う児童・生徒がやさしい福祉の心を育むことを目指します。

高等学校における地域福祉教育の推進については、各高等学校において、活動地域で設定されたテーマに沿った、地域と連携したボランティア活動等の展開、また、学校行事への高齢者等の参加機会を創る活動などにより学校と生徒が、地域福祉の担い手として活躍できる環境づくりを目指します。

(2) 生涯学習の推進

すべての人々が、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごし、それぞれの自己実現を図ることができるよう、多様な学習の機会と場を提供する生涯学習活動を展開します。また、地域における生涯学習講座では、地域福祉についての理解を深める講座を充実させ、助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学び、その成果を地域福祉の推進に生かしていくことを目指します。

(3) 地域交流の推進

学校、児童、生徒が、地域行事の企画段階から参画する機会を充実するなど地域との交流を進めることにより、学校、家庭、地域が連携した、児童・生徒の健全な育成を目指します。

(4) 学校における障がいのある児童・生徒とのふれあい

地域福祉教育を進める上で、障がいのある児童、生徒とのふれあい、また、ともに行動できる環境づくりはとても大切なことです。各学校への障がいのある児童、生徒の受け入れ、福祉イベントへの児童、生徒の参画などの機会の充実を目指します。

基本目標2 **地域福祉活動団体（自治会、地区社会福祉協議会）を通じた助け合いの推進**

(1) 地域福祉活動団体への参加促進のための仕組みづくり

① 自治会の機能充実

自治会は、防災、防犯、環境など多くの課題への取組をはじめとする、地域コミュニティ活動の最も重要な主体となります。自治会活動の必要性、重要性などの啓発により、自治会加入を促進し、自治会の機能強化を目指します。

② 地域福祉活動への参加促進

自治会や地区社会福祉協議会においては、加入者の積極的な参加による活性化が図られ、地域福祉に対する貢献度が高まってくれることが期待されています。特に若い世代の参加を得るためには、活動内容や条件を魅力あるものとするなどの対策が必要となることから、参加して楽しめるような魅力ある地域福祉活動事例の調査、研究及び、先進的な事例紹介が可能となるような環境整備を目指します。

③ 地域福祉活動団体の運営支援

自治会などの地域福祉活動団体は、活動を円滑に行うために相互の協

力体制を構築する必要があります。地域福祉活動団体の円滑な運営を支援するため、地域の中で同じような活動をしている団体の組織再編、情報の共有化、活動しやすい効率的な体制整備など、運営支援システムの構築を目指します。

(2) 住民主体による地域を支えるネットワークづくり

① 地区社会福祉協議会の活性化

地区社会福祉協議会は、地域福祉活動を担う組織として、一層の活性化が期待されます。このようなことから、他の福祉団体やボランティア団体等との相互の情報交換による情報の共有化などの対策により、その育成及び活性化を目指します。

② 地域住民によるネットワークづくり

ともに支えあう地域づくりのために、地域の皆様の活動拠点（閉じこもりや認知症、寝たきりの予防に有効な「話し合い」や「見守り」に地域の方々が参加）整備、活動を支える地域支援団体のネットワークづくりなど、地域福祉活動を支援するためのよりよい環境の整備を目指します。

(3) 地域福祉を支える団体との連携

① 社会福祉協議会との連携、協力

計画の推進に具体性を持たせる意味において重要な位置付けとなる富士宮市社会福祉協議会が策定した活動計画に、地域の皆様の意見を適切に反映させるため、富士宮市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会との連携、協力体制の整備を目指します。

② ボランティア、NPO法人の活動促進及び育成

NPO法人やボランティア団体等の地域福祉活動を支援するとともに、サービス提供にかかる指導者及び担い手の育成に取り組み、地域福祉への住民参画の仕組みづくりを確立することを目指します。

(4) 地域防災活動の推進

① 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

地域の皆様には、地震、火山噴火、火災、風水害等の災害発生時に備えて、自助・共助の重要性や防災意識を高める必要があります。また、各自主防災会が、富士宮市災害時要援護者支援計画に基づく支援体制を構築する必要があります。

地域の皆様がそれぞれの立場、役割において、災害対応能力を高めるため、関係機関（行政、消防、富士砂防事務所等）、地域住民、災害時要援護者が協働して防災知識の普及や啓発活動、防災訓練を実施することにより、災害に強い地域の実現を目指します。

② 災害時や緊急時の地域支援体制の整備

災害時や緊急時においては、地域の皆様によるお互いの助け合いが重要であり、地域における意識の高揚や、災害対応能力の弱い災害時要援護者情報の把握が求められています。

地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防、警察などの協力を得ながら、情報伝達、避難誘導、救助、災害時要援護者台帳整備等による地域支援体制の確立を目指します。

③ 災害発生時の人材確保とボランティア連携

職能団体、介護保険事業者連絡協議会、障害福祉サービス事業者連絡協議会、手話通訳士、点訳者などの障害者支援ボランティアとの連携を図るためのネットワーク構築による人材確保に取り組み、災害発生時における避難所等での障がいのある人、要介護者等に対する支援体制の確立を目指します。

(5) 地域防犯活動、交通安全運動の推進

① 地域住民との協働による安全で安心して過ごせる明るい地域づくりの推進

地域の皆様には、身の回りの安全に気を配り、地域の力で暮らしの安

全を守っていく意識を持つことが期待されます。特に高齢者や子どもの視点に立った防犯対策や交通安全対策に努め、安心して安全な明るい地域づくりを目指します。

基本目標 3 自立と社会参加の促進

(1) サービスの適切な利用の促進

① 総合相談支援体制（高齢者、障がいのある人、子ども等）の充実

行政における保健・医療・福祉全般にかかる初期総合相談・包括支援機能の充実を目指します。また、自立と社会参加につながる適切なサービス利用の促進を目指します。

② 福祉総合情報システムの整備

サービス利用に関する情報公開・提供システム、災害時要援護者台帳システム、地域福祉資源台帳システム等、福祉に関連する総合情報システムの構築を目指します。また、「いつでも」「どこでも」「だれでも」情報コミュニケーションを可能とする、「ユビキタス」社会（※）を目指します。

③ 保健・医療・福祉の連携体制の確立

地域の皆様が求めるニーズの複雑、多様化に対応するため、専門性を生かした役割分担のもと、保健、医療、福祉のネットワークづくりに取り組み、連携体制の確立による、より良いサービス提供環境の整備を目指します。

④ 食をキーワードとした地食健身による健康づくりの推進

フードバレー構想に基づく、生産、流通、加工、消費サイクルの充実を基本とし、口腔ケアによる摂食能力の維持、向上、生活習慣病予防のための栄養管理、栄養指導の充実、介護予防のための低栄養対策などの「食」の自立支援活動により、「地食健身」による健康づくりを目指します。

⑤ 福祉サービス施策の推進

・子どもの育成体制の充実

地域において、子どもがのびのびと育つことができる安全で安心な明るい地域環境の整備、父母に対する子育て支援対策の充実により、次世代を担う子どもの健全な育成環境の確保を目指します。

・障害者の自立支援

障がいのある人の自立を考える際、障がいに対する理解を促進する取組が必要となります。障がいのある人の社会参加の場として、地域の中に活動拠点を設けたり、製品を販売する店舗を増設するなど社会参加の促進を支援し、ともに参加し活動できるまちづくりを目指します。

障がいのある人の自立と生活安定には、就労支援が大切な要素となるため、雇用機会の拡大と福祉的就労の場の確保を目指します。

また、障がいのある人の地域生活を支援するために、相談支援や居宅介護支援などのサービスや住宅改修の充実を目指します。

・高齢者の生きがい対策の促進

高齢者の地域活動への参加促進により、住み慣れた地域で、自らの尊厳を保ち、生きがいを持ち、充実した生活を送ることができる地域社会の構築を目指します。また、高齢者が培った経験、技術を生かして、いつまでも元気に地域社会へ貢献できる場と機会及び就労の場を確保することにより「明るく元気な高齢化社会」の構築を目指します。

(2) 福祉サービス利用者の権利擁護の推進

① 虐待防止ネットワークの構築

高齢者、障がいのある人、児童虐待、DV（※）等が社会問題としてクローズアップされてきています。その防止対策として、地域において、住民相互が日ごろから互いに気にかけることにより、虐待行為の早期発

見による事態の悪化抑止を可能とし、虐待行為そのものの発生を抑止することが可能となるような地域環境づくりが期待されています。

このようなことから、行政の権利擁護担当部局が中心となり、保育所や幼稚園、学校、医療機関、児童相談所、警察等の関係機関との連携体制の確立、民生委員・児童委員協議会、自治会などとの協力体制の確保による虐待の発生防止、早期発見、早期解決体制の整備を目指します。

② 日常生活の自立支援

現在ほとんどの福祉サービスは、自分で必要なサービスを選び、契約を結んで利用する仕組みになっています。しかし、判断能力に不安がある方は、どのような福祉サービスがあるのか、どのようにすればサービスが利用できるのかなど、様々な場面で判断に迷い、適切に福祉サービスを受けられない場合があります。また、毎日の暮らしに必要なお金の出し入れに困ったり、訪問販売による過剰な物品の購入などのトラブルに巻き込まれたりする事例が発生しています。

そのような人々が安心して日常生活を送るための自立支援の充実を目指します。

③ 成年後見制度の利用支援

認知症高齢者、知的・精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの支援のために必要な介護サービス等の利用や施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割協議をしたりする必要があるがあっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても適切な判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力の不十分な人々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度の利用が必要となった人の申し立てがスムーズにできるような支援体制の充実を図ります。

基本目標 4 安心して生活できる地域福祉環境づくりの推進

(1) 地域福祉環境づくりの推進

地域福祉環境をよりよいものとしていくためには、多くの地域福祉資源の整備、充実が必要となります。

地域福祉資源は、いわゆる箱物と呼ばれる「ハードウェア」と、サービス提供の担い手、情報提供システムなどの「ソフトウェア」に大別されます。

また、「ハードウェア」には、公共施設のような「フォーマル」施設と、地域寄り合い処のような「インフォーマル」施設があり、「ソフトウェア」にも、行政機関のような「フォーマル」機関と、地域団体、ボランティア団体のような「インフォーマル」団体があります。

地域福祉環境づくりを推進するための基本となる地域福祉資源の整備に当たっては、県、富士地区広域市町村圏、市全域、生活圏域、小地域、細地域における資源の需要量、専門性等を勘案した圏域単位の計画策定が求められます。特に、介護保険制度見直し等において、小規模多機能・地域密着型の資源の重要性が提起され、地域福祉環境の整備は、生活圏域単位を基本とすることが必要とされたことから、計画における地域福祉環境の整備に関する事項は、広範・多岐にわたるものとなります。このため、計画に並列して富士宮市地域福祉環境整備計画を別途策定します。

用語解説

※コミュニティ [community]

(1) 人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。地域社会。共同体。

(2) アメリカの社会学者マッキーバーが定式化した社会類型の一つ。血縁、地縁など自然的結合により共同生活を営む社会集団。

※「自助」「共助」「公助」

「自助」自分や家族、「共助」地域、「公助」行政

※「民・産・学・官」

「民」民間、「産」産業界、「学」学校・学会、「官」行政

※災害時要援護者

災害時における避難や避難生活に大きな困難を抱え、地域における様々な支援を必要とする人。具体的には、介護、支援が必要な高齢者、身体・知的・精神障害のある人、難病患者、妊産婦、乳幼児のいる親や家族、保育園児、幼稚園児、小学生、日本語が不自由な外国人等。

※アドボカシー [advocacy]

日本語では「権利擁護」、「代弁活動」などと一般的に訳されている。

※インクルージョン[inclusion]

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあう。

※ユビキタス [ubiquitous] 社会

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がコンピューターネットワークを始めとしたネットワークにつながることにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会。

※DV [domestic violence] ドメスティックバイオレンス

配偶者、パートナー等男女間の暴力。具体的には、身体的、精神的、性的暴力行為。

富士宮市地域福祉環境整備計画

目 次

第1章 計画策定の背景、目的

1 背景	1
2 目的	1
3 地域福祉資源の現況	2

第2章 計画の基本理念

1 地域福祉環境整備に当たっての圏域概念	3
2 地域福祉環境の基本概念	3
(1) ハードウェア	3
ア フォーマル資源	3
イ インフォーマル資源	3
(2) ソフトウェア	3
ア フォーマルサービス提供主体	3
イ インフォーマルサービス提供主体	4

第3章 計画策定に当たっての方針

1 基本方針	5
2 住民参加	5
3 重点事項	5
4 推進体制	5
5 基本目標	6
(1) 県、広域市町村圏における整備目標	6
ア ハードウェア	6
イ ソフトウェア	6
(2) 市域における整備目標	7
ア ハードウェア	7
イ ソフトウェア	8
(3) 生活圏域における整備目標	8
ア ハードウェア	8
イ ソフトウェア	9

(4) 小地域、細地域における整備目標	9
ア ハードウェア	9
イ ソフトウェア	10
6 計画の執行管理、評価見直し	10

第1章 計画見直しの背景、目的

1 背景

近年、少子高齢化の急激な進行、核家族化などによる生活スタイルの変容、また医師不足等により危機的状況にある地域医療の惨状により、地域社会において、高齢者、障がいのある人、子どもなどの要援護者の置かれている状況は厳しさを増しています。

このようなことから、誰もが、住みなれた地域において「尊厳」を保ち「自立」した生活を営み「健やか」に暮らすための地域福祉環境整備の必要性が高まっています。

このような状況の中、従来の社会福祉施設整備は、特別養護老人ホーム等の入所施設を中心に、国、県を単位とした大規模、点的整備による総量整備に重点が置かれてきました。しかし、平成18年度に施行された「改正介護保険法」「障害者自立支援法」では「居宅重視」の方向性が示され、社会福祉施設整備については小規模多機能、地域密着型居宅介護施設への転換が重点課題とされています。

また、従前の「社会福祉施設整備補助金」が「地域介護・福祉空間整備交付金」に転換され補助額が縮小したこと、平成19年度の都市計画法の改正により、市街化調整区域への施設整備に係る適用除外が廃止されたことなど、社会福祉施設整備の置かれている環境は非常に厳しい状況になってきています。

2 目的

当市においては、「第4次富士宮市総合計画第2次（後期）基本計画」の保健・医療・福祉部門の基本目標を達成するために、地域福祉に関する事項の指針、方向性を示すことを目的として、「富士宮市地域福祉計画」を策定しました。

地域福祉計画には、地域の皆様の生活に密着した市を核とする福祉サービスの提供基盤を整備するために以下の3事項を定めることとされており、地域福祉環境整備計画（以下「計画」という。）は、これらに関連する、地域における地域福祉資源（※）全体の整備のあり方を示すことを目的に策定します。

- (1) 「地域における福祉サービスの適切な利用の推進」
- (2) 「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達」
- (3) 「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進」

※地域福祉資源

地域における様々な福祉サービスや活動を実践する主体。
施設、事業所、団体およびそれらを構成する人々を指す。

3 地域福祉資源の現況

当市の地域福祉資源の整備状況は、介護保険施設〔介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設〕などの大規模施設が市域の北部、南部にあるなど、かなり偏った状況となっています。サービス供給量につきましても、生活圏域によってかなりの格差が生じている状況にあります。

また、介護保険、老人福祉、老人保健、障害者自立支援などの制度見直しでは、メタボリックシンドロームに視点を当てた特定健診、特定保健指導の導入、特定高齢者に対する生活機能評価、生活機能検査による介護予防対策など健康寿命延伸を目指す予防対策が強化されたこと、また、療養型病床群の再編、転換及び入院、入所中の障がいのある人の地域移行の方針が示されるなど、居宅を重視した地域包括ケア体制の整備が、保健・医療・福祉の各分野に共通した課題としてクローズアップされています。

このような状況の中、地域福祉に関するサービス需要は複雑化、多様化してきており、制度見直し共通のキーワードである「地域支援」を実現するためには、既存地域福祉資源のサービスメニューの偏り、地域格差の是正を図ることが計画見直し上の重要課題となります。

第2章 計画の基本理念

1 地域福祉環境整備に当たっての圏域概念

- (1) 県、富士地区広域市町村圏
- (2) 富士宮市全域
- (3) 生活圏域（自治会支部、地区社協）
- (4) 小地域（自治会）
- (5) 細地域（町内会、班）

この計画においては、上記の各圏域における地域福祉資源について、その整備に関する基本的な指針、方向性を示すこととします。

また、地域介護・福祉空間整備交付金の交付申請に必要となる、生活圏域単位の市町村整備計画については、介護保険事業計画などの個別行政計画との整合性を確保する中で、別途策定します。

2 地域福祉環境の基本概念

(1) ハードウェア

ア フォーマル資源

- (ア) 保健、医療、福祉関連公共施設、公共交通機関、道路、公園など
- (イ) 公的サービスを提供する施設、事業所など

イ インフォーマル資源

- (ア) 地域福祉活動拠点となる区民館、公会堂、集会所など
- (イ) 地域福祉活動に活用される空家、空き店舗など

(2) ソフトウェア

ア フォーマルサービス提供主体

- (ア) 県の機関
- (イ) 市の機関
- (ウ) 公的サービス提供法人、事業所など

イ インフォーマルサービス提供主体

- (ア) 民生委員・児童委員、保健委員等の自治協力委員、協議会など
- (イ) 社会福祉法人、NPOなどの非営利法人
- (ウ) 社会福祉協議会、地区社会福祉協議会など
- (エ) 自治会、自主防災会などの地域団体
- (オ) ボランティア活動団体、個人など

第3章 計画策定に当たっての方針

1 基本方針

計画の策定に当たっては、富士宮市の基本構想である「第4次富士宮市総合計画第2次（後期）基本計画」、その福祉施策の指針、方向性を示す「富士宮市地域福祉計画」、その他「高齢者福祉計画」「介護保険事業計画」「障害者計画」「障害福祉計画」等の各個別行政計画との整合性の確保に留意します。

2 住民参加

計画の策定に当たっては、平成19年度に富士宮市社会福祉協議会が、地域の皆様の意見、意向を反映し策定した「地域福祉活動計画」、介護保険事業計画策定に当たり実施した需要量調査、供給量調査など、各個別行政計画策定時の結果資料についても基礎資料として活用します。

3 重点事項

計画の策定に当たっては、「民・産・学・官」の協働体制の確立、地域福祉サービスの需要量、供給量バランスの確保、地域福祉の担い手となる人材育成、生活圏域活動拠点となる公民館等、小地域活動拠点となる区民館、公会堂等、細地域活動拠点となる空家、空店舗等の有効活用に重点を置いてまいります。

また、近年における団塊の世代の大量退職等の社会情勢は、超高齢化社会到来への入り口であるとのマイナス面で捉えられる傾向があるとされています。

しかし、プラス面で捉えれば、現役社会の広範な分野で活躍、貢献をし、各種資格保有者など高度な技術、技能を身につけた多くの優秀な人材が、地域に帰ってくる機会と考えられます。

このような人々が、地域福祉の担い手である人材の育成、また、地域福祉サービス供給の担い手となることを、ソフトウェア、インフォーマル分野における地域福祉環境整備の最重点課題に位置付けて策定に当たります。

4 推進体制

計画は、富士宮市保健・医療・福祉計画策定推進委員会を中心に策定します。

策定に当たっては、計画対象範囲が広範にわたるため、関連他部門との連携を図り、保健福祉部門を中心に取り組みます。

5 基本目標

(1) 県、広域市町村圏における整備目標

ア ハードウェア

(ア) フォーマル

地域包括ケア体制を整備するために必要なことは、地域の保健、医療、福祉、介護の資源が連携、統合されて運営されることです。そのために、大規模施設及び高度、専門的機能を求められる施設など、市域における単独整備が困難な施設については、地域の皆様の利便性が確保されるよう、県に対し、適正な整備を働きかけます。

イ ソフトウェア

(ア) フォーマル

地域包括ケア体制を推進するために、地域にある保健、医療、福祉、介護の関係者が連携してサービスを提供する環境整備に努めます。

地域の皆様のサービス需要に必要な、国、県のサービス提供機関の適正整備及び要援護者等に対する支援制度の充実を要望します。また、福祉総合相談課から、静岡県富士健康福祉センター、静岡県富士児童相談所など高度、専門的窓口へのつなぎなど、多面的支援を可能とする環境確保に努めます。

国、県に対し、国家資格、県認定資格を要する医療、介護、障害等に係るサービス提供従事者育成機関の充実等の施策推進を働きかけることにより、サービス提供従事者の要員確保対策に努めます。また、併せて、有資格者の現任研修などによるサービス提

供従事者の資質向上対策の充実を働きかけることにより、サービスの質の向上に努めます。

(イ) インフォーマル

地域福祉活動を活性化していくため、先進的、特徴的活動の情報取得、また、地域福祉活動展開上で必要とされる支援、助成等が受けられるよう、福祉関連の支援事業を展開している財団等の情報収集に努めます。

(2) 市域における整備目標

ア ハードウェア

(ア) フォーマル

求められる機能特性、需要量等を勘案し、各生活圏域単位への整備が困難な公共施設については、保有機能、果たすべき役割を精査し、市全域をサービス供給対象範囲とする拠点施設としての整備を目指します。

これらの公共施設は、設置された生活圏域における地域コミュニティ拠点、防犯、防災拠点としての機能を兼ねることはもちろんであり、特に駅周辺地域においては、中心市街地活性化にも寄与する施設としていくことを目指します。

「住宅マスタープラン」構想に基づく、高齢者や障がいのある人に配慮した住宅確保などの住環境改善、「人にやさしいまちづくり推進計画」の構想に基づく、歩道への点字ブロック設置、移動制約者の交通手段確保などのバリアフリー、ユニバーサルデザイン化により、要援護者などすべての人が暮らしやすい日常生活環境づくりを目指します。

(イ) インフォーマル

市内の休眠施設、休耕農地などの地域福祉資源としての活用及び民間施設へのコミュニティスペース設置、施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化への取組など、保有する個人、法人、

事業所等に対し、地域福祉活動への貢献を働きかけることにより、地域福祉活動拠点の充実を目指します。

イ ソフトウェア

(ア) フォーマル

団塊の世代の大量退職者など、現役社会の広範な分野で活躍、貢献をし、各種資格保有者など高度な技術、技能を身につけた多くの優秀な人材に地域福祉活動への参画を勧奨するとともに、地域福祉活動への取組意欲を持つ住民に対する、地域福祉活動に関する指導者育成講座、担い手育成講座等を各職能団体等の協力を得た中で開催するなど、地域福祉活動の担い手である人材の確保、育成事業に取り組みます。

また、ボランティア個人、団体情報の登録システム、提供システム、災害時要援護者台帳システムなどの情報システム整備に取り組み、サービスを求める人、サービスを提供する人相互の情報コミュニケーションの円滑化を目指します。

(イ) インフォーマル

保健、医療、福祉関連及び環境、防犯、防災等の各分野における、全市域をサービス提供対象範囲とするボランティア団体、NPO等の参入、育成の促進を図り、支援を必要とする人々に対する援護体制の充実、安心して安全な明るい日常生活環境の確保など、地域福祉活動への住民参画の仕組みづくりを目指します。

(3) 生活圏域における整備目標

ア ハードウェア

(ア) フォーマル

公民館、地区会館、学校施設などの生活圏域における公的な拠点施設について、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化への取組など、地域福祉活動拠点施設としての機能充実を目指します。

(イ) インフォーマル

生活圏域内の休眠施設、休耕農地などの地域福祉資源としての活用など、保有する個人、法人、事業所等に対し、地域福祉活動への貢献を働きかけることにより、地域福祉活動拠点の充実を目指します。

イ ソフトウェア

(ア) フォーマル

生活圏域内の地域福祉活動を推進するため、富士宮市社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画に基づき、地区社会福祉協議会の育成、機能強化事業の充実を図るなど、地域福祉活動の推進体制の整備に努めます。

(イ) インフォーマル

地区社会福祉協議会が中心となって、先進的な地域福祉活動の情報収集や事例研究、生活圏域に根ざした特徴のある地域福祉活動の活性化に取り組みます。

また、地域福祉活動計画に基づく活動成果の随時検証、見直しにより、より良い生活圏域としていくことを目指します。

(4) 小地域、細地域における整備目標

ア ハードウェア

(ア) フォーマル

地域の公共施設が、市全域、生活圏域、小地域、細地域の地域福祉活動拠点としての機能を果たす施設としていくため、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化への取組など施設の機能向上対策に取り組みます。

(イ) インフォーマル

小地域、細地域内の区民館、公会堂、集会所の多機能化、空家、空店舗の活用などによる、最も日常生活に密着した地域福祉活動

拠点である「地域寄り合い処」「子育てサロン」などの開設及び福祉関連サービス提供施設、事業所に対して小規模・多機能地域密着化への取り組みを働きかけることにより、地域福祉活動拠点の充実を目指します。

イ ソフトウェア

(ア) フォーマル

民生委員・児童委員、保健委員などの研究、研修等による育成強化事業への取組及び自治会、自主防災会などの地域組織の育成強化事業への取組などにより、地域福祉活動の担い手の充実を目指します。

(イ) インフォーマル

小地域、細地域内における民生委員・児童委員活動、保健委員活動、自治会、自主防災会などにおける地域組織活動の活性化及び町内、班における相互扶助機能の再生による、新たな地域コミュニケーション機能の創生を目指します。

6 計画の執行管理、評価見直し

計画は、地域福祉資源整備の指針、方向性を示すことを目的としていますが、生活圏域の特性、特徴等を反映させるため、富士宮市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」に基づき、各生活圏域におけるハードウェア・ソフトウェア、フォーマル・インフォーマルの各分野におけるサービス需要量に応じた、適正なサービス供給量確保を目指します。

また、保健・医療・福祉分野における制度改正、環境変化が、今後ますます加速することが予測されることから、計画内容は必要に応じて随時見直しを実施します。

資料編

資料 1 策定推進体制等資料

資料 2 生活圈域別人口世帯数等基礎資料

資料 1

策定推進体制等資料

地域福祉計画策定推進体制	1
地域福祉計画策定の経過	2

平成22年度 富士宮市保健・医療・福祉計画策定推進委員会 委員名簿

番号	区分	団体・役職名	氏名	備考
1	第1号	富士宮市老人クラブ連合会	清 利 夫	
2	〃	富士宮市地域女性連絡会	土 屋 善 江	
3	〃	富士宮市区長会	金 田 隆	
4	〃	富士宮市PTA連合会	篠 原 太	
5	第2号	富士宮市社会福祉協議会	諏 訪 重 夫	
6	〃	富士宮市身体障害者福祉会	馬 原 勲	
7	〃	富士宮市手をつなぐ育成会	高 橋 房 惠	
8	〃	社団法人 富士宮市医師会	三 浦 護 之	
9	〃	社団法人 富士宮市歯科医師会	伊 波 賢 雄	
10	〃	富士宮市薬剤師会	秋 山 万 仁	
11	〃	富士宮市民生委員児童委員協議会	村 松 孝 之	
12	〃	富士宮市保健委員協議会	渡 邊 仁	
13	〃	静岡県弁護士会	鈴 木 春 実	
14	〃	静岡県司法書士会富士支部	加 茂 哲 三	
15	〃	富士宮市介護保険事業者連絡協議会	齊 藤 文 彦	
16	〃	富士宮市障害福祉サービス業者連絡協議会	小 川 克 明	
17	第3号	富士旭出学園	山 川 忠 洋	委員長
18	第4号	大中里保育園長	塩 川 壽 平	
19	第5号	市民代表	若 林 恭 子	
20	第6号	静岡県富士健康福祉センター所長	寫 本 壽 信	
21	〃	富士宮市立病院事務部長	広 瀬 辰 造	
22	〃	富士宮市教育次長	渡 井 一 成	
23	〃	富士宮市保健福祉部長	田 中 嘉 彦	

区分：富士宮市保健・医療・福祉計画策定推進委員会設置要綱第3条第2項による

第1号 地域住民団体の代表者

第2号 保健、医療、福祉等関係団体の代表者

第3号 社会福祉施設の代表者

第4号 知識経験を有する者

第5号 市民

第6号 行政機関の職員

平成22年度 富士宮市地域福祉計画策定専門委員会 委員名簿

番号	区分	団体・役職名	氏名	備考
1	第1号	富士宮市区長会	清 功	
2	第2号	富士宮市社会福祉協議会	齋 藤 秀 實	
3	〃	富士宮市民生児童委員協議会	望 月 愛 子	
4	〃	富士宮市手をつなぐ育成会	高 橋 房 惠	
5	第3号	富士宮市介護保険事業者連絡協議会	齊 藤 文 彦	副委員長
6	第4号	大中里保育園	塩 川 壽 平	委員長

地 域 福 祉 計 画 策 定 の 経 過

実 施 日	会 議 名 等	内 容
22年 10月13日	第1回富士宮市保健・医療・福祉 計画策定推進委員会	委員委嘱・役員選出 地域福祉計画策定概要説明
10月27日 ～ 11月27日	地域福祉意識アンケート実施 ○保育園児・幼稚園児・小学生・中学生の保護者 ○高校生 ○20代から30代の独身者 ○一般住民（地区社協単位） 10月27日～11月4日配布（依頼数1,136件） 11月7日～11月27日回収（回収数1,075件・回収率94.6%）	
11月26日 ～ 12月15日	第1期計画に基づく施策の実践状況調査、第2期計画素案調査 ○富士宮市社会福祉協議会 ○庁内16課	
12月16日	第1回富士宮市地域福祉計画策定 専門委員会	計画素案・資料説明
23年 1月30日	地域福祉講演会 講師 静岡大学 日詰一幸 教授 ○午前の部 テーマ「これからの地域福祉にもとめられるもの」 ○午後の部 テーマ「地域包括ケアシステムの充実に向けて」 各部とも市民ほか120名参加	
2月 9日	第2回富士宮市地域福祉計画策定 専門委員会	計画最終案・資料の修正案説明 計画最終案・資料審議
3月 9日	第2回富士宮市保健・医療・福祉 計画策定推進委員会	計画最終案報告 計画最終案審議・承認

資料 2

生活圏域別人口世帯数等基礎資料

年齢階層別人口一覧	1
生活圏域別人口分布	2
年齢階層別人口推移	3
生活圏域別世帯世代数推移	4
生活圏域別世帯世代分布	5
生活圏域別世帯世代増減	6
行政区別人口・世帯数増減表	7
生活圏域別人口・世帯数増減	8
行政区別人口・世帯数増減	9
生活圏域別障害者・介護保険対象者一覧	12
生活圏域内の障害者・介護保険対象者の割合	14

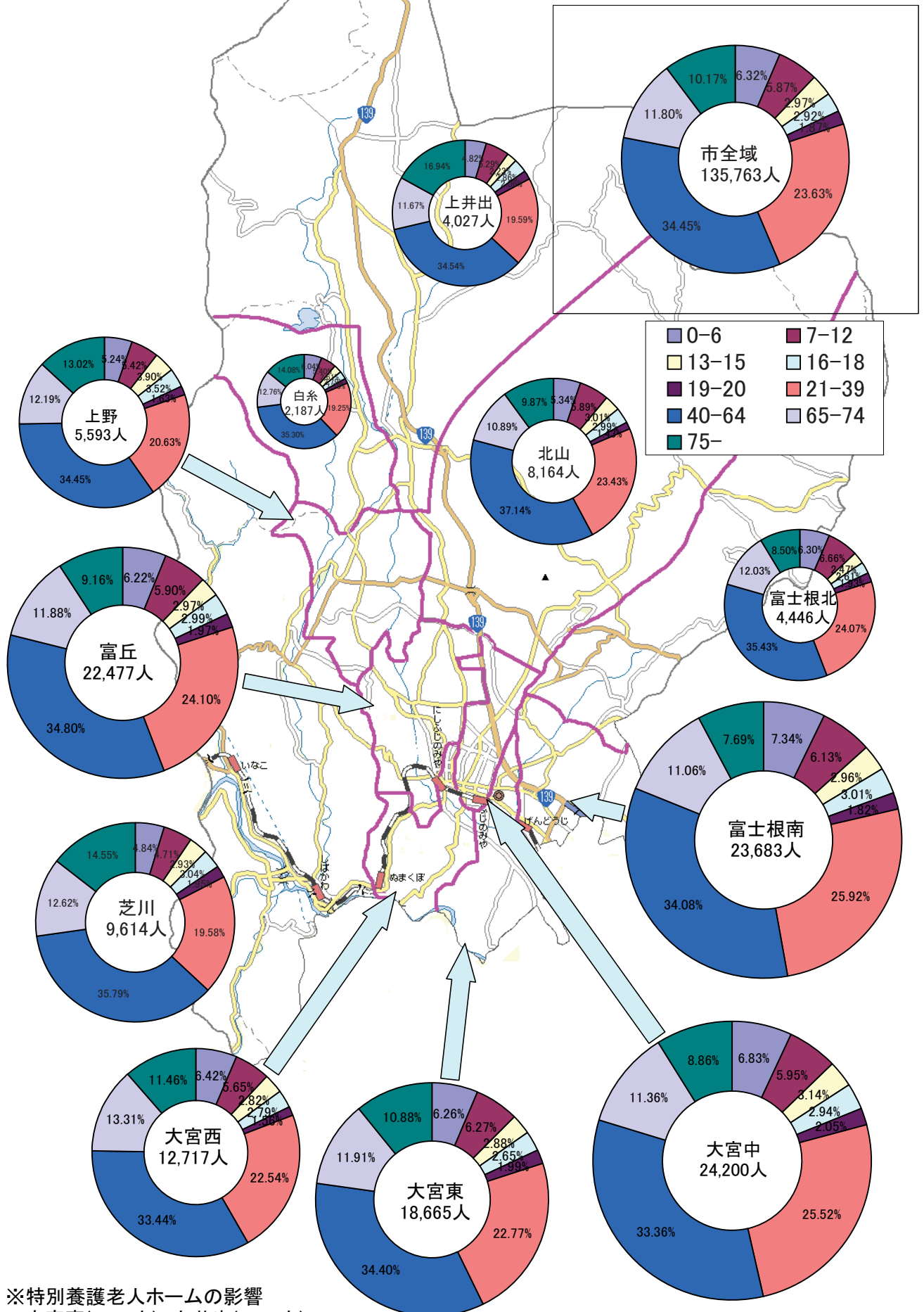
年齢階層別人口一覽

平成22年10月1日現在

生活圏域名	区分	年齢階層区分										高齢化率 (65歳以上)	備考
		0-6	7-12	13-15	16-18	19-20	21-39	40-64	65-74	75-	総合計		
大宮東地区	男(人)	628	608	260	255	203	2,196	3,179	1,072	719	9,120	H17 19.56% H22 22.79% 差 3.23%	高原荘 80 星の郷 100
	女(人)	540	562	277	239	168	2,051	3,238	1,150	1,310	9,535		
	計(人)	1,168	1,170	537	494	371	4,247	6,417	2,222	2,029	18,655		
	割合(%)	6.26	6.27	2.88	2.65	1.99	22.77	34.40	11.91	10.88	100.00		
大宮中地区	男(人)	843	754	393	364	223	3,255	4,007	1,278	805	11,922	H17 17.71% H22 20.21% 差 2.50%	
	女(人)	811	685	366	348	272	2,922	4,065	1,470	1,339	12,278		
	計(人)	1,654	1,439	759	712	495	6,177	8,072	2,748	2,144	24,200		
	割合(%)	6.83	5.95	3.14	2.94	2.05	25.52	33.36	11.36	8.86	100.00		
大宮西地区	男(人)	421	361	192	176	99	1,450	2,094	828	574	6,195	H17 21.28% H22 24.78% 差 3.50%	
	女(人)	395	358	167	179	100	1,416	2,158	865	884	6,522		
	計(人)	816	719	359	355	199	2,866	4,252	1,693	1,458	12,717		
	割合(%)	6.42	5.65	2.82	2.79	1.56	22.54	33.44	13.31	11.46	100.00		
富丘地区	男(人)	744	696	331	335	219	2,817	3,944	1,312	773	11,171	H17 17.16% H22 21.04% 差 3.88%	
	女(人)	655	630	337	337	224	2,601	3,878	1,359	1,285	11,306		
	計(人)	1,399	1,326	668	672	443	5,418	7,822	2,671	2,058	22,477		
	割合(%)	6.22	5.90	2.97	2.99	1.97	24.10	34.80	11.88	9.16	100.00		
富士根南地区	男(人)	844	741	370	369	231	3,145	4,094	1,278	714	11,786	H17 15.60% H22 18.75% 差 3.15%	
	女(人)	895	710	330	344	199	2,994	3,976	1,341	1,108	11,897		
	計(人)	1,739	1,451	700	713	430	6,139	8,070	2,619	1,822	23,683		
	割合(%)	7.34	6.13	2.96	3.01	1.82	25.92	34.08	11.06	7.69	100.00		
富士根北地区	男(人)	144	151	64	60	34	573	774	271	130	2,201	H17 15.12% H22 20.54% 差 5.42%	
	女(人)	136	145	46	56	52	497	801	264	248	2,245		
	計(人)	280	296	110	116	86	1,070	1,575	535	378	4,446		
	割合(%)	6.30	6.66	2.47	2.61	1.93	24.07	35.43	12.03	8.50	100.00		
上野地区	男(人)	145	164	119	99	46	623	977	307	264	2,744	H17 22.36% H22 25.21% 差 2.85%	
	女(人)	148	139	99	98	45	531	950	375	464	2,849		
	計(人)	293	303	218	197	91	1,154	1,927	682	728	5,593		
	割合(%)	5.24	5.42	3.90	3.52	1.63	20.63	34.45	12.19	13.02	100.00		
北山地区	男(人)	226	251	129	137	52	1,038	1,571	455	279	4,138	H17 17.83% H22 20.76% 差 2.93%	
	女(人)	210	230	117	107	65	875	1,461	434	527	4,026		
	計(人)	436	481	246	244	117	1,913	3,032	889	806	8,164		
	割合(%)	5.34	5.89	3.01	2.99	1.43	23.43	37.14	10.89	9.87	100.00		
上井出地区	男(人)	117	104	52	62	49	444	714	223	227	1,992	H17 26.37% H22 28.61% 差 2.24%	富士宮荘 70 しらいと 110
	女(人)	77	109	38	53	34	345	677	247	455	2,035		
	計(人)	194	213	90	115	83	789	1,391	470	682	4,027		
	割合(%)	4.82	5.29	2.23	2.86	2.06	19.59	34.54	11.67	16.94	100.00		
白糸地区	男(人)	71	69	29	27	18	208	399	135	102	1,058	H17 22.44% H22 26.84% 差 4.40%	
	女(人)	61	49	28	34	21	213	373	144	206	1,129		
	計(人)	132	118	57	61	39	421	772	279	308	2,187		
	割合(%)	6.04	5.40	2.61	2.79	1.78	19.25	35.30	12.76	14.08	100.00		
芝川地区	男(人)	251	250	140	162	90	990	1,763	575	498	4,719	H17 23.70% H22 27.17% 差 3.47%	
	女(人)	214	203	142	130	97	892	1,678	638	901	4,895		
	計(人)	465	453	282	292	187	1,882	3,441	1,213	1,399	9,614		
	割合(%)	4.84	4.71	2.93	3.04	1.95	19.58	35.79	12.62	14.55	100.00		
合計	男(人)	4,434	4,149	2,079	2,046	1,264	16,739	23,516	7,734	5,085	67,046	H17 18.77% H22 21.97% 差 3.20%	
	女(人)	4,142	3,820	1,947	1,925	1,277	15,337	23,255	8,287	8,727	68,717		
	計(人)	8,576	7,969	4,026	3,971	2,541	32,076	46,771	16,021	13,812	135,763		
	割合(%)	6.32	5.87	2.97	2.92	1.87	23.63	34.45	11.80	10.17	100.00		

生活圏域別人口分布

平成22年10月1日現在



※特別養護老人ホームの影響
大宮東(180人)、上井出(180人)

年齢階層別人口推移

生活圏域名	データ現在日	区分	年齢階層区分										高齢化率 (65歳以上)
			0-6	7-12	13-15	16-18	19-20	21-39	40-64	65-74	75-	総合計	
大宮東	H17.10.1	人口	1,271	1,094	565	621	396	4,604	6,366	2,001	1,627	18,545	19.56%
		地区内%	6.85	5.90	3.05	3.35	2.14	24.83	34.33	10.79	8.77	100.00	
	増減	▲103	76	▲28	▲127	▲25	▲357	51	221	402	110	3.23%	
H22.10.1	人口	1,168	1,170	537	494	371	4,247	6,417	2,222	2,029	18,655	22.79%	
	地区内%	6.26	6.27	2.88	2.65	1.99	22.77	34.40	11.91	10.88	100.00		
大宮中	H17.10.1	人口	1,583	1,441	688	720	494	6,073	7,803	2,328	1,718	22,848	17.71%
		地区内%	6.93	6.31	3.01	3.15	2.16	26.58	34.15	10.19	7.52	100.00	
	増減	71	▲2	71	▲8	1	104	269	420	426	1,352	2.50%	
H22.10.1	人口	1,654	1,439	759	712	495	6,177	8,072	2,748	2,144	24,200	20.21%	
	地区内%	43	44	22	26	18	155	282	64	59	713		
大宮西	H17.10.1	人口	760	738	325	426	261	3,100	4,494	1,511	1,220	12,835	21.28%
増減	56	▲19	34	▲71	▲62	▲234	▲242	182	238	▲118	3.50%		
H22.10.1	人口	816	719	359	355	199	2,866	4,252	1,693	1,458	12,717	24.78%	
地区内%	6.42	5.65	2.82	2.79	1.56	22.54	33.44	13.31	11.46	100.00			
富丘	H17.10.1	人口	1,509	1,356	754	768	465	5,904	8,144	2,307	1,609	22,816	17.16%
		地区内%	6.61	5.94	3.30	3.37	2.04	25.88	35.69	10.11	7.05	100.00	
	増減	▲110	▲30	▲86	▲96	▲22	▲486	▲322	364	449	▲339	3.88%	
H22.10.1	人口	1,399	1,326	668	672	443	5,418	7,822	2,671	2,058	22,477	21.04%	
	地区内%	6.22	5.90	2.97	2.99	1.97	24.10	34.80	11.88	9.16	100.00		
富士根南	H17.10.1	人口	1,732	1,416	663	735	510	6,385	7,995	2,121	1,472	23,029	15.60%
		地区内%	7.52	6.15	2.88	3.19	2.21	27.73	34.72	9.21	6.39	100.00	
	増減	7	35	37	▲22	▲80	▲246	75	498	350	654	3.15%	
H22.10.1	人口	1,739	1,451	700	713	430	6,139	8,070	2,619	1,822	23,683	18.75%	
	地区内%	7.34	6.13	2.96	3.01	1.82	25.92	34.08	11.06	7.69	100.00		
富士根北	H17.10.1	人口	399	271	148	128	118	1,278	1,679	407	309	4,737	15.12%
		地区内%	8.42	5.72	3.12	2.70	2.49	26.98	35.44	8.59	6.52	100.00	
	増減	▲119	25	▲38	▲12	▲32	▲208	▲104	128	69	▲291	5.42%	
H22.10.1	人口	280	296	110	116	86	1,070	1,575	535	378	4,446	20.54%	
	地区内%	6.30	6.66	2.47	2.61	1.93	24.07	35.43	12.03	8.50	100.00		
上野	H17.10.1	人口	300	357	229	251	115	1,291	2,020	649	665	5,877	22.36%
		地区内%	5.10	6.07	3.90	4.27	1.96	21.97	34.37	11.04	11.32	100.00	
	増減	▲7	▲54	▲11	▲54	▲24	▲137	▲93	33	63	▲284	2.85%	
H22.10.1	人口	293	303	218	197	91	1,154	1,927	682	728	5,593	25.21%	
	地区内%	5.24	5.42	3.90	3.52	1.63	20.63	34.45	12.19	13.02	100.00		
北山	H17.10.1	人口	529	499	223	311	198	2,094	3,050	781	717	8,402	17.83%
		地区内%	6.30	5.94	2.65	3.70	2.36	24.92	36.30	9.30	8.53	100.00	
	増減	▲93	▲18	23	▲67	▲81	▲181	▲18	108	89	▲238	2.93%	
H22.10.1	人口	436	481	246	244	117	1,913	3,032	889	806	8,164	20.76%	
	地区内%	5.34	5.89	3.01	2.99	1.43	23.43	37.14	10.89	9.87	100.00		
上井出	H17.10.1	人口	228	209	127	136	103	871	1,462	453	670	4,259	26.37%
		地区内%	5.35	4.91	2.98	3.19	2.42	20.45	34.33	10.64	15.73	100.00	
	増減	▲34	4	▲37	▲21	▲20	▲82	▲71	17	12	▲232	2.24%	
H22.10.1	人口	194	213	90	115	83	789	1,391	470	682	4,027	28.61%	
	地区内%	4.82	5.29	2.23	2.86	2.06	19.59	34.54	11.67	16.94	100.00		
白糸	H17.10.1	人口	132	129	67	68	48	477	842	239	271	2,273	22.44%
		地区内%	5.81	5.68	2.95	2.99	2.11	20.99	37.04	10.51	11.92	100.00	
	増減	0	▲11	▲10	▲7	▲9	▲56	▲70	40	37	▲86	4.40%	
H22.10.1	人口	132	118	57	61	39	421	772	279	308	2,187	26.84%	
	地区内%	6.04	5.40	2.61	2.79	1.78	19.25	35.30	12.76	14.08	100.00		
芝川	H17.10.1	人口	502	568	333	370		5,938		2,395		10,106	23.70%
		地区内%	4.97	5.62	3.30	3.66		58.76		23.70		100.00	
	増減	▲37	▲115	▲51	▲78		▲428		217		▲492	3.47%	
H22.10.1	人口	465	453	282	292	187	1,882	3,441	1,213	1,399	9,614	27.17%	
	地区内%	4.84	4.71	2.93	3.04	1.95	19.58	35.79	12.62	14.55	100.00		
市全域	H17.10.1	人口	8,945	8,078	4,122	4,534		84,578		25,470		135,727	18.77%
		地区内%	6.59	5.95	3.04	3.34		62.31		18.77		100.00	
	増減	▲369	▲109	▲96	▲563		▲3,190		4,363		36	3.20%	
H22.10.1	人口	8,576	7,969	4,026	3,971	2,541	32,076	46,771	16,021	13,812	135,763	21.97%	
	地区内%	6.32	5.87	2.97	2.92	1.87	23.63	34.45	11.80	10.17	100.00		

※平成19年4月 宮原区の一部が外神東区として新設(人口:686 世帯数:241)

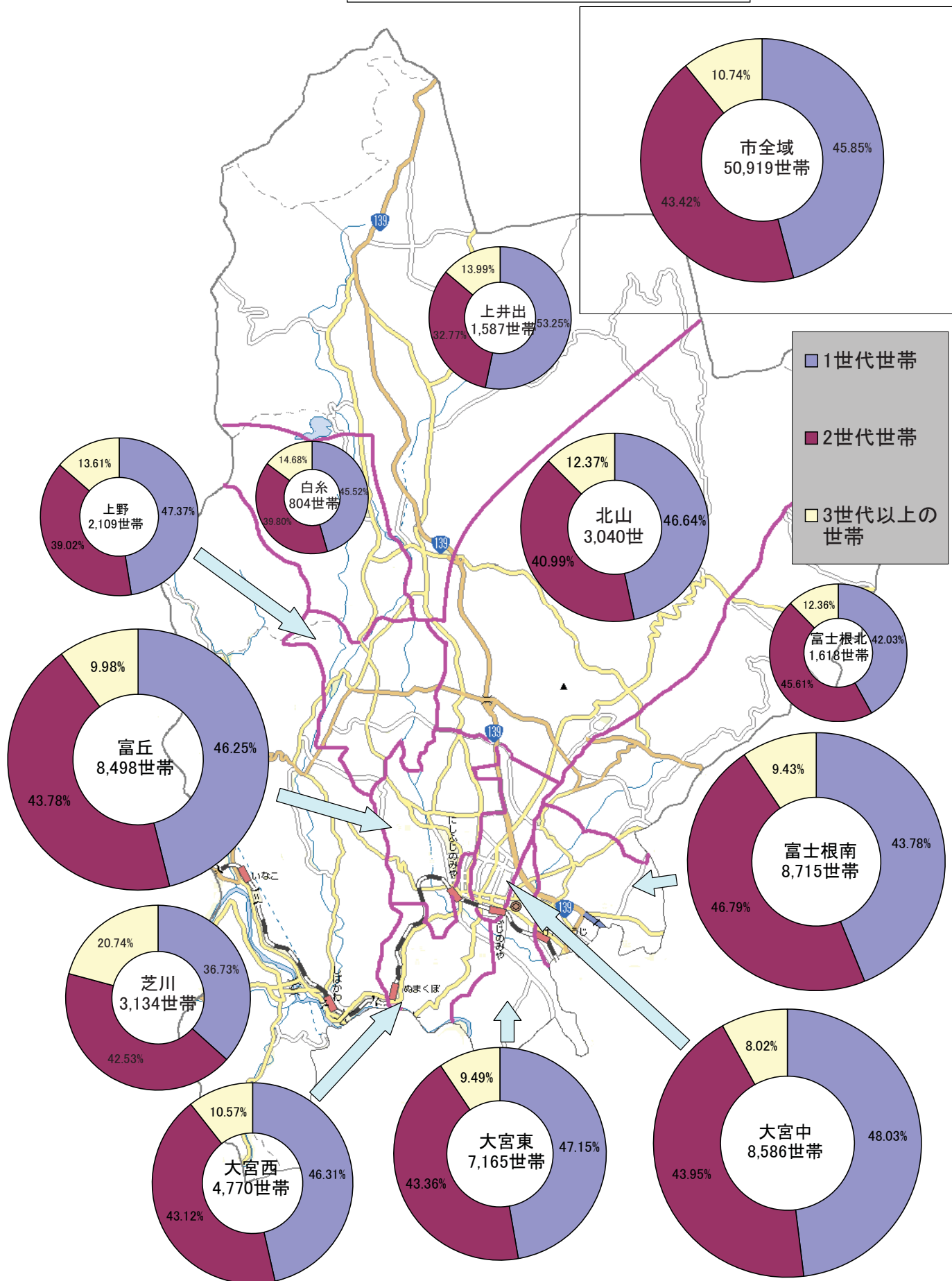
生活圏域別世帯世代数推移

生活圏域名	デ-タ存在日	区分	1世代世帯数	2世代世帯数	3世代以上世帯数	合計
大宮東地区	H17.10.1	件数	2,868	3,015	809	6,692
		地区内%	42.86%	45.05%	12.09%	100.00%
	増減		510	92	▲ 129	473
大宮中地区	H17.10.1	件数	3,861	3,894	831	8,586
		地区内%	44.97%	45.35%	9.68%	100.00%
	増減		692	272	▲ 71	893
大宮西地区	H17.10.1	件数	2,016	2,000	585	4,601
		地区内%	43.82%	43.47%	12.71%	100.00%
	増減		193	57	▲ 81	169
富丘地区	H17.10.1	件数	3,450	3,714	989	8,153
		地区内%	42.32%	45.55%	12.13%	100.00%
	増減		480	6	▲ 141	345
富士根南地区	H17.10.1	件数	3,165	3,892	954	8,011
		地区内%	39.51%	48.58%	11.91%	100.00%
	増減		650	186	▲ 132	704
富士根北地区	H17.10.1	件数	594	808	214	1,616
		地区内%	36.76%	50.00%	13.24%	100.00%
	増減		86	▲ 70	▲ 14	2
上野地区	H17.10.1	件数	922	824	344	2,090
		地区内%	44.11%	39.43%	16.46%	100.00%
	増減		77	▲ 1	▲ 57	19
北山地区	H17.10.1	件数	1,211	1,255	439	2,905
		地区内%	41.69%	43.20%	15.11%	100.00%
	増減		207	▲ 9	▲ 63	135
上井出地区	H17.10.1	件数	809	538	254	1,601
		地区内%	50.53%	33.60%	15.87%	100.00%
	増減		36	▲ 18	▲ 32	▲ 14
白糸地区	H17.10.1	件数	323	340	124	787
		地区内%	41.04%	43.20%	15.76%	100.00%
	増減		43	▲ 20	▲ 6	17
芝川地区	H17.10.1	件数	1,050	1,263	775	3,088
		地区内%	41.04%	43.20%	15.76%	100.00%
	増減		101	70	▲ 125	46
市 全 域	H17.10.1	件数	20,269	21,543	6,318	48,130
		地区内%	42.11%	44.76%	13.13%	100.00%
	増減		3,075	565	▲ 851	2,789
市 全 域	H22.10.1	件数	23,344	22,108	5,467	50,919
		地区内%	45.85%	43.42%	10.74%	100.00%

※平成19年4月 宮原区の一部が外神東区として新設(人口:686 世帯数:241)

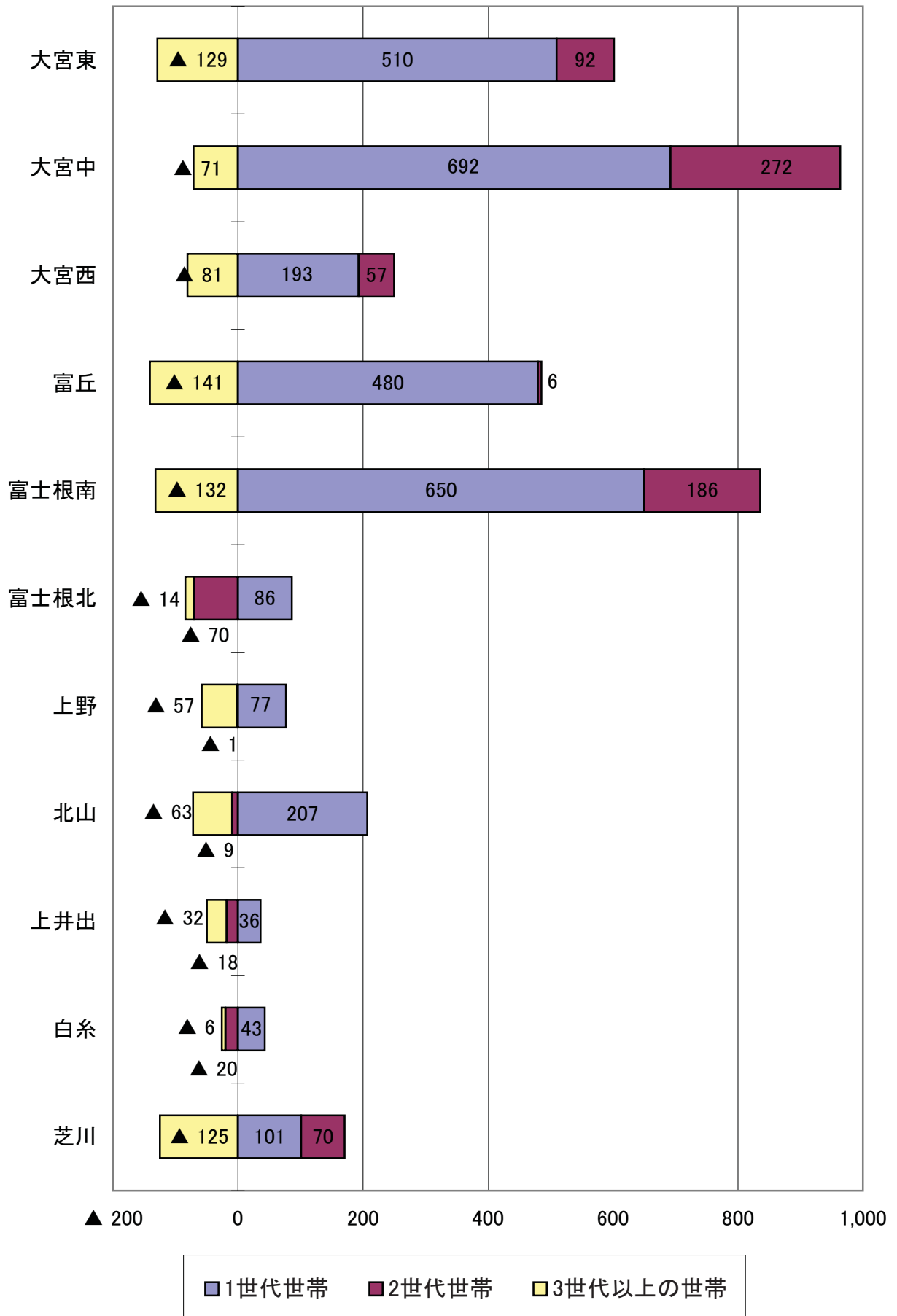
生活圏域別世帯世代分布

平成22年10月1日現在



※特別養護老人ホームの影響: 大宮東(約180世帯)、上井出(約180世帯)

生活圏域別世帯世代増減(H17.10.1～H22.10.1)

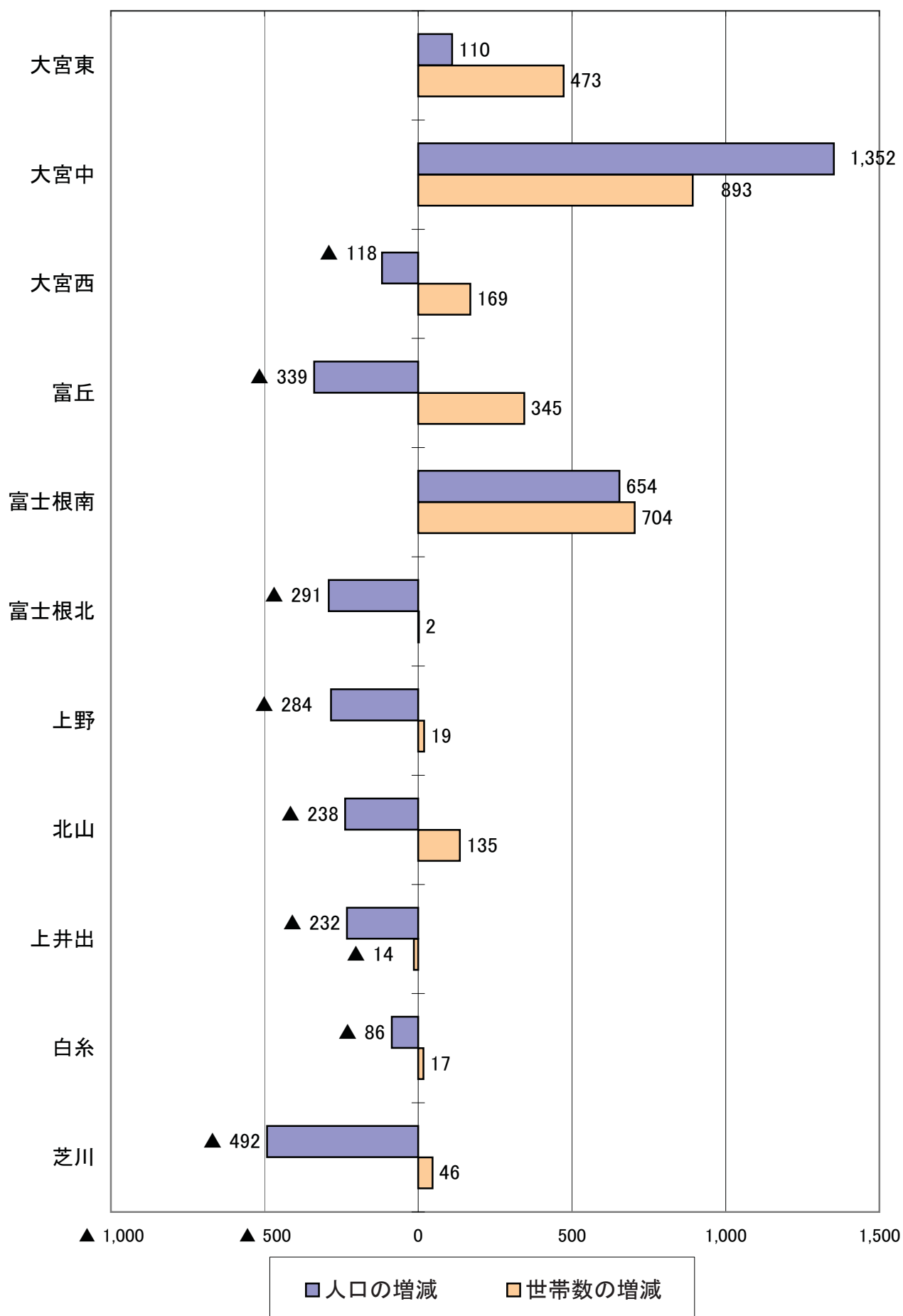


行政区別人口・世帯数増減表

地区	行政区	人口(人)		世帯数(件)		地区	行政区	人口(人)		世帯数(件)		
		H17. 10. 1～H22. 10. 1 の増減数	H17. 10. 1～H22. 10. 1 の増減数	H17. 10. 1～H22. 10. 1 の増減数	H17. 10. 1～H22. 10. 1 の増減数			H17. 10. 1～H22. 10. 1 の増減数	H17. 10. 1～H22. 10. 1 の増減数			
大宮東	阿幸地		44		114	富士根北	村山1区	▲ 41		▲ 1		
	富士見ヶ丘	▲ 46		27			村山2区	▲ 6		5		
	日の出	19		11			村山3区	▲ 15		9		
	瑞穂	▲ 34		1			粟倉1区	▲ 13		▲ 9		
	咲花	▲ 33		7			粟倉2区	▲ 14		2		
	大和	175		93			粟倉3区	▲ 9		0		
	清水窪	▲ 22		▲ 7			粟倉4区		4	2		
	源道寺	▲ 21		35			粟倉南	▲ 43		▲ 9		
	田中	82		57			舟久保	▲ 154		3		
	黒田	▲ 8		66			集計	▲ 291		2		
	星山1区	▲ 62		▲ 11			上野	馬見塚	▲ 17		11	
	山本	▲ 35		6				上条上区	▲ 56		8	
	高原	▲ 34		▲ 3				上条下区	▲ 29		▲ 17	
	高原1区	100		71				下条上区	▲ 135		▲ 9	
	高原2区	▲ 8		5				下条下区		17	23	
	貴戸	▲ 7		1				精進川上区	▲ 33		1	
	集計	110		473				精進川下区	▲ 31		2	
大宮中	木の花		76		26	北山	集計	▲ 284		19		
	城山	▲ 53		8			北山1区	▲ 41		14		
	ひばりが丘	▲ 64		▲ 5			北山2区		2	43		
	常磐	▲ 43		▲ 11			北山3区	▲ 94		▲ 7		
	神田	▲ 56		▲ 20			北山4区	▲ 26		8		
	浅間	▲ 51		3			山宮1区	▲ 47		6		
	高嶺	▲ 36		3			山宮2区	▲ 113		▲ 2		
	宮本	▲ 46		▲ 19		山宮3区	▲ 33		2			
	二の宮	▲ 60		12		山宮4区		114	71			
	琴平	▲ 11		19		集計	▲ 238		135			
	三園平	235		135		上井出	上井出	▲ 152		▲ 47		
	万野1区	212		130			芝山		0	7		
	万野2区	181		148			猪之頭	▲ 4		▲ 76		
	万野3区	484		238			人穴	▲ 69		95		
	万野4区	▲ 115		▲ 33			麓		2	▲ 1		
	外神東区	713		252			根原	▲ 15		▲ 6		
	宮原1区	▲ 14		7			富士丘		6	14		
集計	1,352		893		集計	▲ 232		▲ 14				
大宮西	神田川	▲ 44		▲ 14		白糸	内野	▲ 13		11		
	福地	▲ 40		▲ 11			原	▲ 38		4		
	神賀	▲ 34		▲ 6			半野	▲ 13		3		
	神立	▲ 53		▲ 7			佐折	▲ 2		3		
	貴船	▲ 98		20			狩宿	▲ 20		▲ 4		
	松山	▲ 53		▲ 10			集計	▲ 86		17		
	羽衣	23		8			芝川	西山	▲ 104		▲ 15	
	野中1区	38		41		大久保		▲ 12		7		
	野中2区	81		42		長貫		▲ 30		20		
	野中3区	35		42		上羽鮒		▲ 45		1		
	野中4区	29		15		下羽鮒		▲ 63		▲ 10		
	星山2区	7		21		稗久保			5	3		
	安居山1区	▲ 33		▲ 4		香葉台		▲ 15		6		
安居山2区	59		29		大鹿窪	49			29			
沼久保	▲ 35		3		(山の手)			0	0			
集計	▲ 118		169		猫沢	▲ 26			2			
富丘	淀師		261		226	明光台			1	3		
	淀橋		19		60	上袖野		▲ 16		5		
	大中里	▲ 122		31		下袖野		▲ 7		2		
	青木	▲ 115		8		鳥並		▲ 10		2		
	青木平	13		27		上稲子		▲ 36		▲ 10		
	外神	12		51		下稲子		▲ 25		0		
	宮原	▲ 407		▲ 58		内房第1	▲ 37		▲ 1			
	集計	▲ 339		345		内房第2	▲ 27		▲ 1			
富士根南	上小泉区		370		216	内房第3	▲ 37		3			
	小泉1区		12		2	内房第4	▲ 57		0			
	小泉2区	▲ 43		25		集計	▲ 492		46			
	小泉3区	31		48		総計	36		2,789			
	小泉4区	▲ 51		40		地区	人口(人)		世帯数(件)			
	小泉5区	107		50		大宮東	110		473			
	小泉6区	117		62		大宮中	1,352		893			
	大岩1区	22		31		大宮西	▲ 118		169			
	大岩2区	155		84		富丘	▲ 339		345			
	大岩3区	20		86		富士根南	654		704			
	杉田1区	▲ 7		9		富士根北	▲ 291		2			
	杉田2区	▲ 32		5		上野	▲ 284		19			
	杉田3区	7		16		北山	▲ 238		135			
	杉田4区	▲ 40		1		上井出	▲ 232		▲ 14			
	杉田5区	▲ 23		4		白糸	▲ 86		17			
	杉田6区	9		25		芝川	▲ 492		46			
	集計	654		704		全地区	36		2,789			

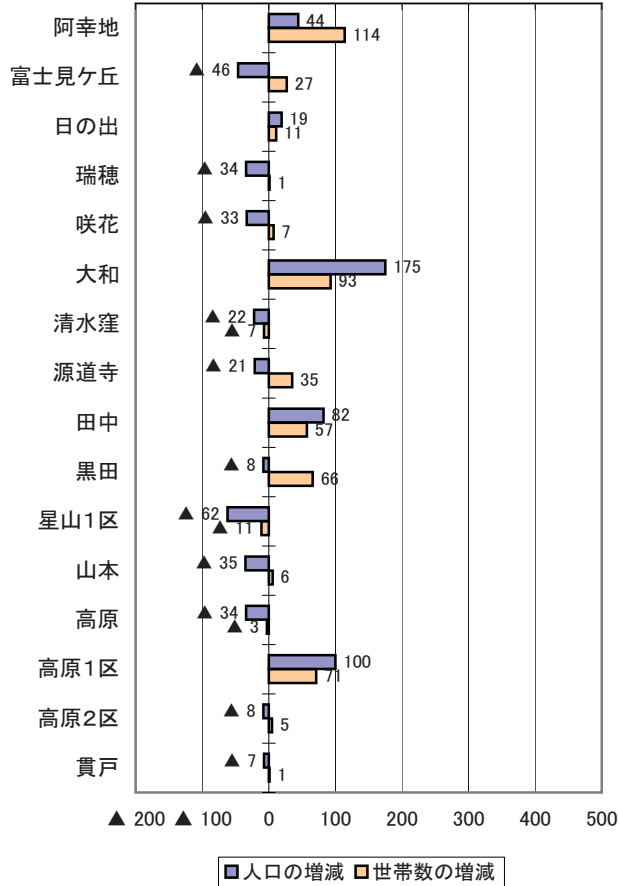
※平成19年4月 宮原区の一部が外神東区として新設(人口:686 世帯数:241)

生活圏域別人口・世帯数増減(H17.10.1～H22.10.1)

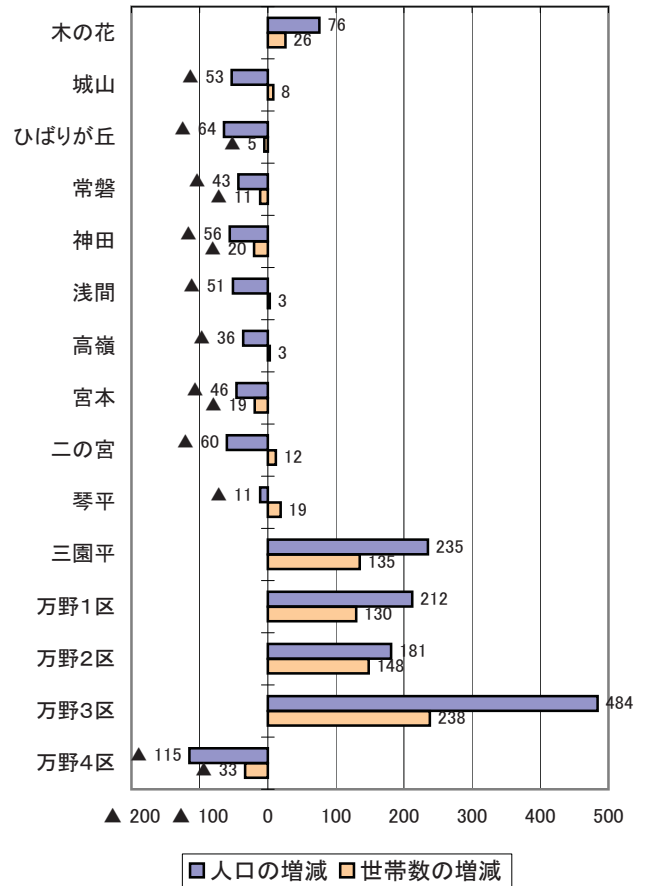


行政区別人口・世帯数増減(H17.10.1～H22.10.1)

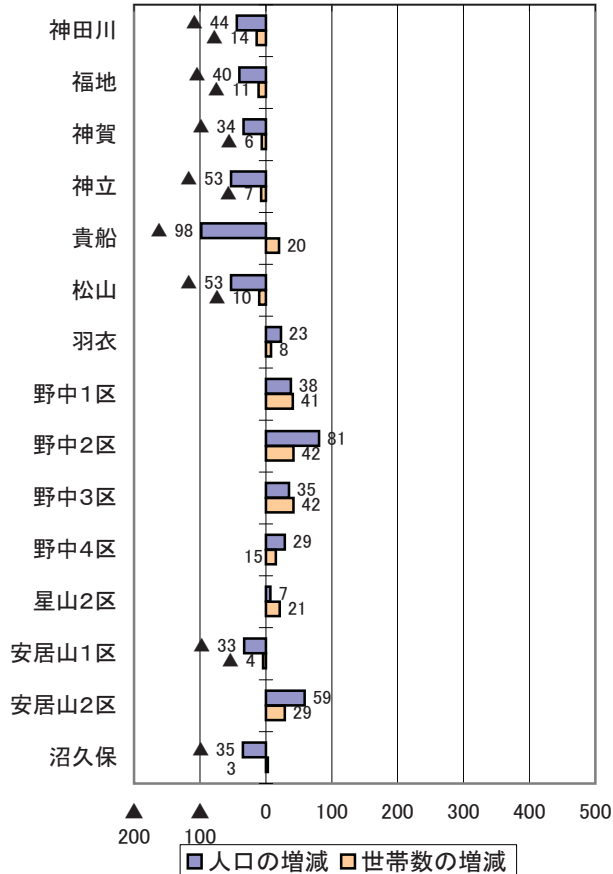
(大宮東地区)



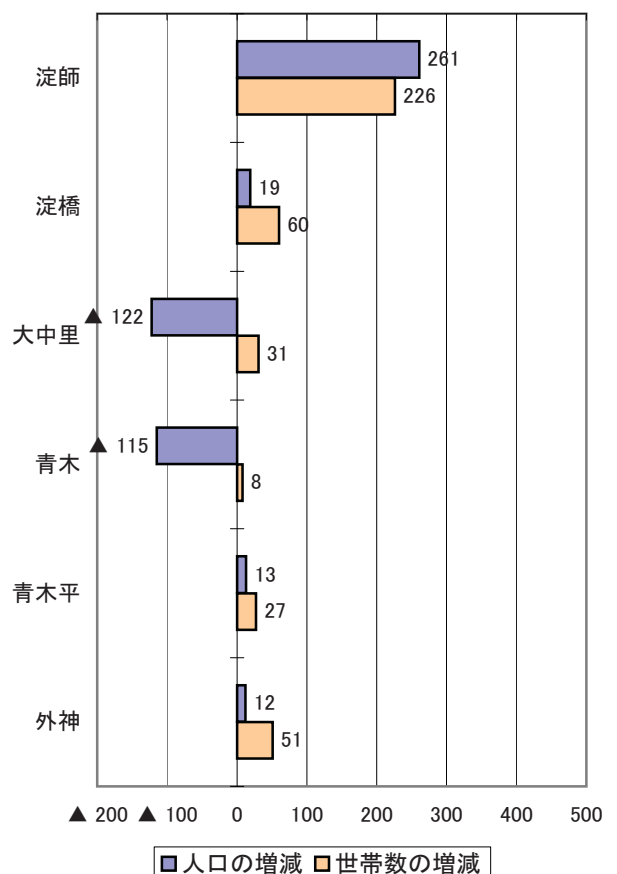
(大宮中地区)



(大宮西地区)



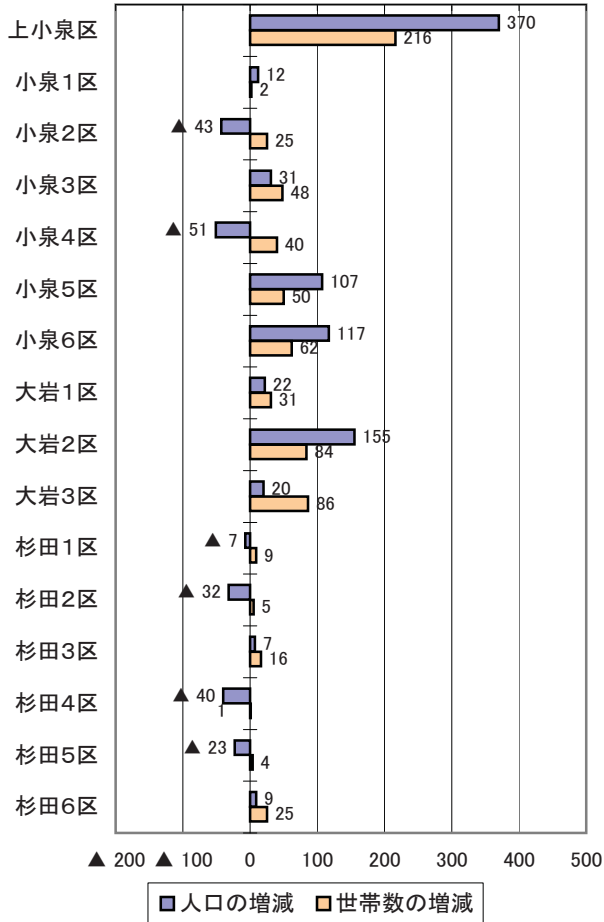
(富丘地区)



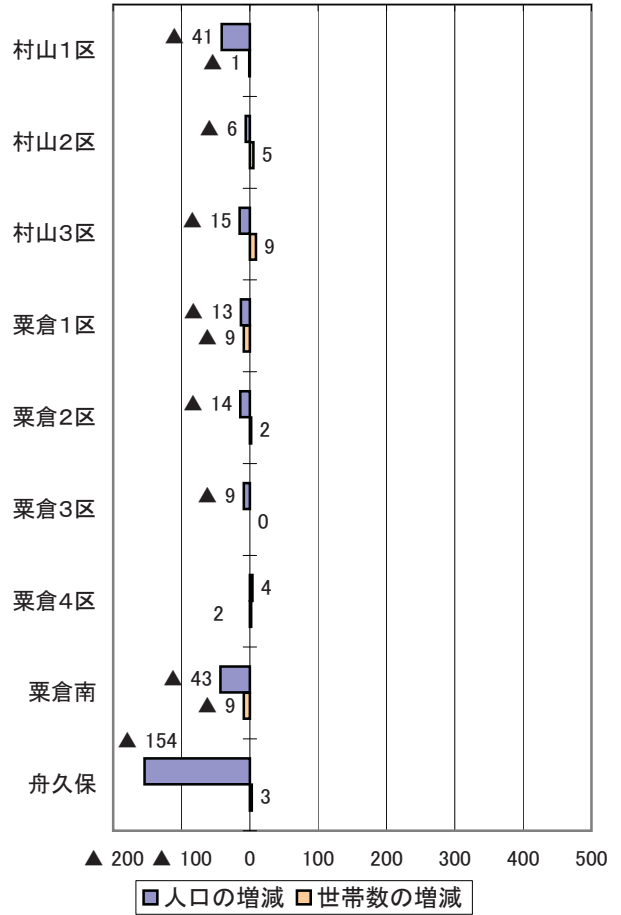
※宮原区(富丘地区)、外神東区(大宮中地区)は平成19年4月に分離・新設のため、掲載を割愛。

行政区別人口・世帯数増減(H17.10.1～H22.10.1)

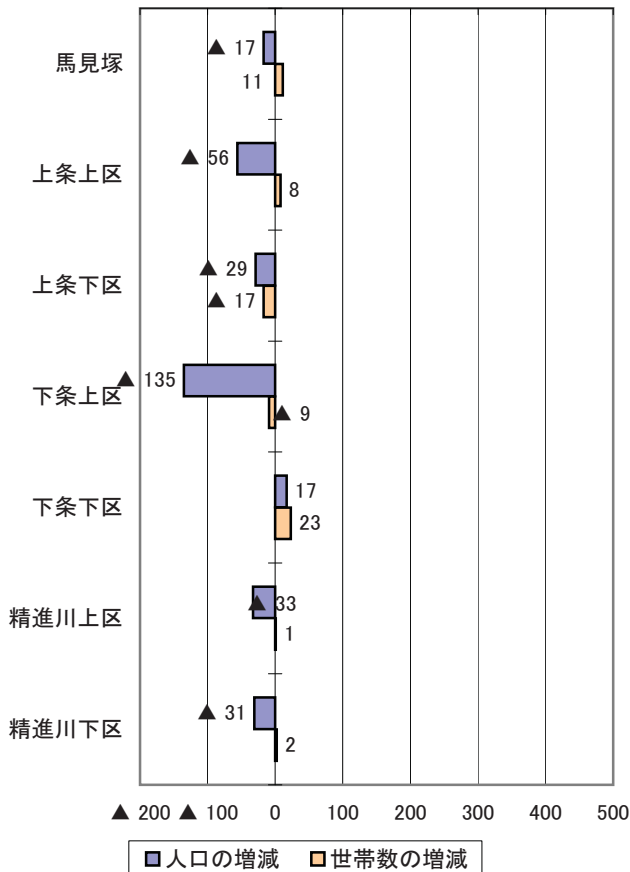
(富士根南地区)



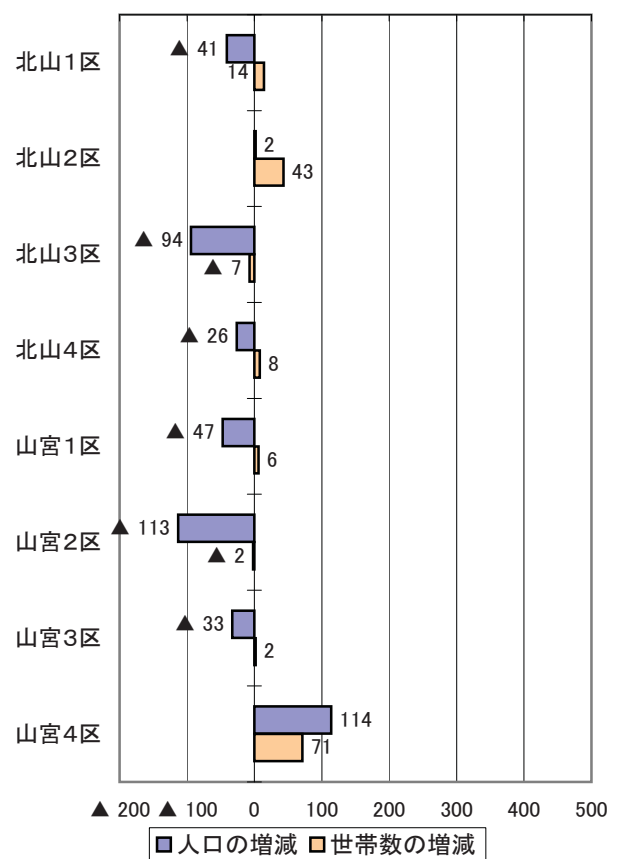
(富士根北地区)



(上野地区)

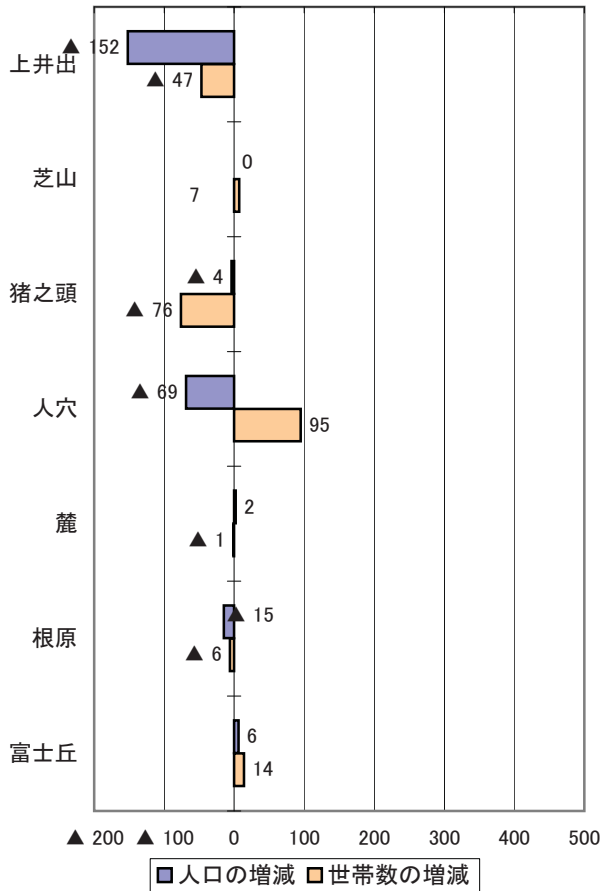


(北山地区)

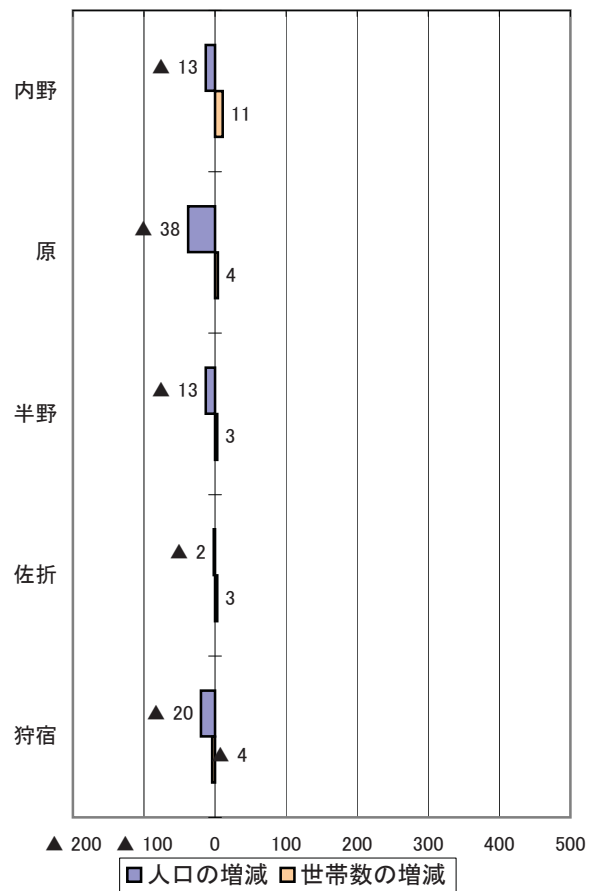


行政区別人口・世帯数増減(H17.10.1～H22.10.1)

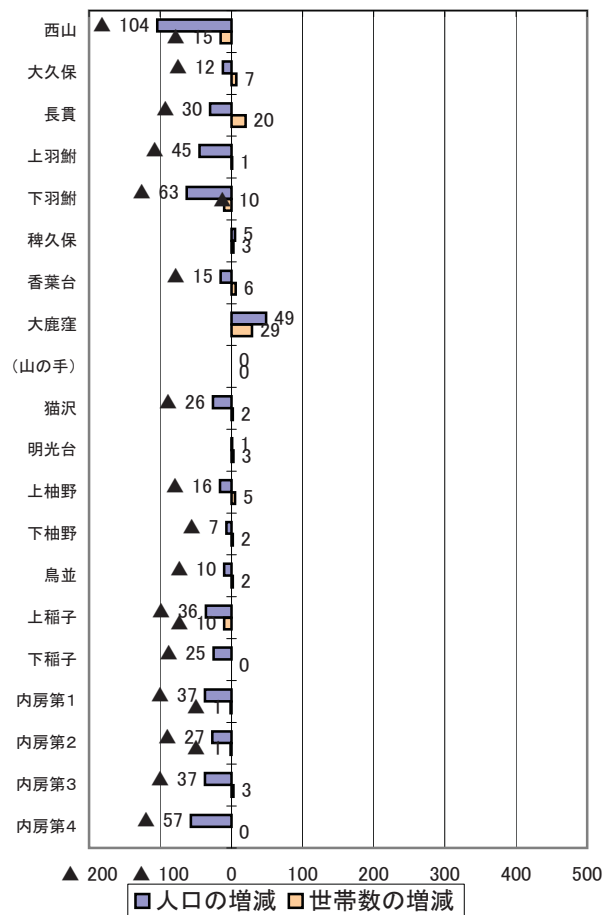
(上井出地区)



(白糸地区)



(芝川地区)



生活圏域別障害者・介護保険対象者一覧(重複あり)

H22.10.1

支部		障害者(人)			介護保険(人)						
		身体	知的	精神	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
大宮東		638	89	48	47	63	142	123	124	102	81
	(重複)		17	0	14	20	30	43	38	40	29
大宮中		704	133	49	53	90	118	169	85	81	45
	(重複)		17	2	10	24	27	50	33	23	19
大宮西		415	55	49	30	55	71	95	49	54	32
	(重複)		14	6	3	13	19	31	16	16	8
富丘		703	133	58	57	68	114	130	95	78	72
	(重複)		19	2	9	21	29	46	31	34	31
富士根南		700	110	61	46	81	119	124	83	69	63
	(重複)		17	3	10	28	28	42	37	34	33
富士根北		151	47	17	10	23	25	26	23	16	10
	(重複)		8	1	3	8	5	15	5	4	5
上野		202	34	15	21	40	36	44	30	20	21
	(重複)		8	2	5	11	3	14	8	9	9
北山		339	114	11	27	35	50	46	42	32	19
	(重複)		27	0	6	15	15	16	16	8	11
上井出		201	25	6	13	22	35	61	39	66	55
	(重複)		1	0	3	3	6	15	9	25	18
白糸		94	7	3	7	10	25	15	9	10	16
	(重複)		2	0	0	4	6	6	0	3	9
芝川		345	56	21	27	61	85	70	63	47	40
	(重複)		7	1	3	14	10	16	22	15	16
全体		4,492	803	338	338	548	820	903	642	575	454
	(重複)		137	17	66	161	178	294	215	211	188

※富士宮市に住所がある方を集計してあります。

※障害者の方で一人が複数該当していた場合は、それぞれに集計してあります。(重複)に再カウント

※介護保険の重複欄は、何らかの障害者手帳を持っている方を集計しています。

※平成18年の制度改正で、「要介護1」と「要介護2」の一部が「要支援2」と「要介護1」に分かれました。

生活圏域別障害者・介護保険対象者一覧(重複あり)

H17.12.1

支部		障害者(人)			介護保険(人)					
		身体	知的	精神	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
大宮東		563	69	34	63	159	88	97	97	60
	(重複)		14	3	7	42	30	39	41	32
大宮中		596	91	35	69	218	108	73	45	43
	(重複)		8	2	8	58	41	21	13	21
大宮西		379	44	23	51	144	68	55	32	35
	(重複)		10	1	10	30	20	19	13	18
富丘		638	89	42	61	171	76	77	68	62
	(重複)		17	1	13	42	24	35	25	38
富士根南		618	81	22	78	177	87	73	57	38
	(重複)		14	1	14	52	33	32	32	24
富士根北		136	39	13	14	45	23	16	8	4
	(重複)		7	1	1	10	12	7	5	2
上野		182	23	6	43	95	36	29	26	13
	(重複)		8	0	5	20	10	10	7	4
北山		302	102	10	44	96	44	23	26	19
	(重複)		22	0	5	26	18	8	10	14
上井出		196	22	3	22	65	24	44	43	50
	(重複)		2	0	4	21	8	19	14	16
白糸		96	7	3	9	35	13	4	12	5
	(重複)		1	0	1	14	5	2	7	3
全体		3,706	567	191	454	1,205	567	491	414	329
	(重複)		103	9	68	315	201	192	167	172

※富士宮市に住所がある方を集計してあります。

(他に、住所地特例者として他市町村へ障害者は33人、介護保険対象者は46人行っています。)

※一人が複数該当していた場合は、それぞれにカウントしてあります。(重複)に重複分を再カウント

生活圏域内の障害者・介護保険対象者の割合（重複あり）

